

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

政策動向

令和6年度 No.2 Ver.1/2024.5.20

目次

〔項目〕

| | |
|--------------------------|------|
| 1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む） | P 1 |
| 2. 規制改革 | P 12 |
| 3. 地方創生・地方分権等 | P 15 |
| 4. 社会福祉法人等 | P 17 |
| 5. 高齢者 | P 18 |
| 6. 障害者 | P 22 |
| 7. 子ども・家庭福祉 | P 23 |
| 8. 地域福祉 | P 26 |
| 9. 人材確保等 | P 29 |
| 10. 予算 | P 34 |
| 11. 災害対策 | P 34 |
| 12. その他 | P 39 |

- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律
- ・持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

本号は令和6年4月4日～令和6年6月8日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<会議>

全世代型社会保障構築会議

◇第 18 回(2024.5.27)

- ▶ 5月27日、全世代型社会保障構築会議(座長:清家篤 日本赤十字社社長)が、開催された。
- ▶ 今回は、『全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)』の検討状況、「全世代型社会保障構築会議の今後の進め方」について協議が行われた。
- ▶ 『全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)』の検討状況については、地域医療構想、かかりつけ医機能等について、各検討会での検討状況について報告が行われた。
- ▶ 「全世代型社会保障構築会議の今後の進め方」については、進め方(案)が下記のとおり示された。
 - 子ども・子育て支援関係
 - ・「加速化プラン」の実施が完了する2028年度に向けて、当面は「子ども未来戦略」に沿って対応
 - 働き方に中立的な社会保障制度等関係
 - ・3か月に1回程度議論
 - ・年度内は年金部会(社会保障審議会)における検討状況報告、海外の動向等について有識者等からのヒアリング等を実施
 - 医療・介護制度の改革関係
 - ・予算編成の進捗に応じ、年3回程度議論
 - ・「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」に記載された項目の検討・進捗状況についてのフォローアップを基本
 - 地域共生社会関係
 - ・3か月に1度程度議論
 - ・単身高齢者等への支援のあり方のほか、地域軸の視点に基づき、介護・障害・福祉や医療も含めた横断的な提供体制の在り方についても議論

経済財政諮問会議

◇第 8 回(2024.6.11)

- ▶ 6月11日、総理大臣官邸で令和6年第8回経済財政諮問会議が開催された。会議では、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」原案が示され、議論が行われた。
- ▶ 原案では、「デフレからの完全脱却の実現」を目指し、賃上げを起点とした所得と生産性の向上を掲げている。また、「豊かさを実感できる持続可能な経済社会」に向け、「生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現する」としている。
- ▶ 賃上げの促進について、医療・介護・障害福祉サービスについては、「2024年度診療報酬改定で導入されたベースアップ評価料等の仕組みを活用した賃上げを実現するため、賃上げの状況等について実態を把握しつつ、賃上げに向けた要請を継続する。」としている。
- ▶ また、「幸せを実感できる包摂社会の実現」における「共生・共助社会づくり」において、独居高齢者等に対する政府横断的な対応の推進、認知症施策の推進、本年夏頃を目途に新たな高齢社会対策大綱を策定、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の一体的な実施の推進、住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境の整備等の推進が掲げられている。
- ▶ そのほか、第5次障害者基本計画に基づく障害者の就労や地域生活の支援及び生涯学習の推進、重

層的支援体制整備事業の実施市町村の拡充、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護、無戸籍者の解消の促進を図るとされている。

- ▶ さらに、孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画に沿って、交付金等も活用しつつ、自治体とNPO等との連携推進のための地方版官民連携プラットフォームや地域協議会を立ち上げる段階の自治体への伴走支援、NPO等の諸活動への継続的な支援、支援の担い手やつながりサポーターの育成、予防の観点から緩やかなつながりを築ける居場所づくり、人と人とのつながりを生むための分野横断的な連携の促進などの取組を着実に推進するとしている。
- ▶ 「防災・減災及び国土強靱化の推進」においては、「防災・減災及び国土強靱化」「東日本大震災、能登半島地震等からの復旧・復興」を掲げており、国土強靱化基本計画に基づき必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するとしている。
- ▶ また、能登半島地震をふまえ、「今般の災害対応で得た知見をいかし、災害対応に係る取組を更に充実強化する。警察・消防・自衛隊等による最初期の対応、被災自治体への国等の支援や、災害派遣医療チーム(DMAT)等の医療福祉関係者、民間事業者、専門ボランティア団体等との連携強化による初動対応、避難所運営、物資の調達・輸送、広域・在宅避難等への支援など災害応急対策の取組強化、災害に備える意識醸成や実践的訓練、必要な制度見直し等を行う」としている。

◇第7回(2024.6.4)

- ▶ 6月4日、総理大臣官邸で令和6年第7回経済財政諮問会議が開催された。会議では、「中期的な経済財政の枠組み」と「骨太方針2024の骨子案」について議論が行われた。
- ▶ 骨太方針2024の骨子案では、下記項目が示された。

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」
2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化
3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応
4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応
5. 地域における社会課題への対応
6. 幸せを実感できる包摂社会の実現
 - (1) 共生・共助社会づくり
7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応
8. 防災・減災及び国土強靱化の推進
 - (1) 防災・減災及び国土強靱化
 - (2) 東日本大震災、能登半島地震等からの復旧・復興

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

1. 新たなステージにおける経済財政政策
2. 中期的な経済財政の枠組み
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
 - (1) 全世代型社会保障の構築
 - (2) 少子化対策・こども政策
 - (3) 教育・研究活動の推進
 - (4) 戦略的な社会資本整備
 - (5) 地方行財政基盤の強化
4. 改革推進のためのEBPM強化

- ▶ 岸田総理大臣からは、「新たなステージへの移行に向けては、30年ぶりの高水準の賃上げ、史上最高

水準の設備投資、こうした前向きな流れを中小企業や地方経済においても実現し、来年以降、物価上昇を上回る賃上げを定着させていくことが必要である。その上で、人口減少・少子化が進む中でも、豊かさや幸せを実感できる持続可能な経済社会を構築していかなければならない。このため、骨太 2024 においては、物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた賃上げの促進や価格転嫁対策、人手不足対策、社会課題解決をエンジンとした経済成長に向けた官民連携での投資の拡大と新技術の社会実装、中長期的に持続可能な経済社会に向けた経済・財政・社会保障を一体とした改革、についての基本方針も明らかにしていく。」との発言があった。

◇第 6 回(2024.5.23)

- ▶ 5 月 23 日、総理大臣官邸で令和 6 年第 6 回経済財政諮問会議が開催された。会議では、「生涯活躍と少子化への対応」と「社会保障の強靱化」について議論が行われた。
- ▶ 生涯活躍と少子化への対応に関して、は「人口減少が加速する 2030 年代以降も、生産性の上昇、労働参加の拡大、人口減少への対応により、実質1%を安定的に上回る成長を確保するとともに、家計が成長の恩恵を実感できる分配を実現することが必要」といった意見が出された。
- ▶ 社会保障の強靱化に関しては、「少子高齢化が本格化していく中であっても、社会保障を持続可能なものとし、国民の将来不安を払拭していくことが必要である、社会保障改革を推進し、医療・介護費の適正化を図るべき」といった意見が出された。
- ▶ 岸田総理大臣からは、「人口減少が加速する中でも、豊かさや幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくためには、生産性の向上、労働参加の拡大、出生率の引上げを通じて、人口減少による成長の下押しを克服していくことが必要不可欠。あわせて、国民が成長の恩恵を実感できるよう、全世代型の社会保障制度の構築や成長と分配の好循環の実現を通じて、誰もが活躍できるウェルビーイングの高い社会を実現していかなければならない。このため、「こども未来戦略」に基づき、少子化対策を抜本的に強化するとともに、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成を図っていく。男女、若者・高齢者を問わず、誰もが希望に応じて働き続けられるよう、不本意非正規の解消や、男女間賃金格差の是正、いわゆる「年収の壁」への対応、全世代を対象としたリスキングの強化に向けた必要な方策を、骨太方針に盛り込んでいく。」といった発言があった。

◇第 5 回(2024.5.10)

- ▶ 5 月 10 日、総理大臣官邸で令和 6 年第 5 回経済財政諮問会議が開催された。会議では、「マクロ経済運営」「先端技術実装と競争力強化」について議論が行われた。
- ▶ 「マクロ経済運営」については、有識者議員より、「価格転嫁について、サプライチェーン全体での取組が重要である、運輸・建設・介護等のエッセンシャルワーカーについて、人手不足への対応を強化すべき」「最低賃金の引き上げに向けてしっかりと取り組むべき」といった意見があった。
- ▶ 岸田内閣総理大臣は、骨太の方針の取りまとめに向けて来年以降の賃上げの定着を確かなものにするために必要な政策課題について意見交換を行うとした。また、関係閣僚に対して、新技術の社会実装を加速するために研究開発や人材投資、スタートアップによる技術開発支援などについて、骨太方針に向けた施策の具体化を進めるように指示した。

◇第 4 回(2024.4.19)

- ▶ 4 月 19 日、総理大臣官邸で令和 6 年第 4 回経済財政諮問会議が開催された。会議では、中長期の重点課題「①グローバル対応とエネルギー」「②地域活力の創生」について議論が行われた。
- ▶ 「地域活力の創生」に関する議論では、有識者議員より「防災・減災・国土強靱化」について、デジタル技術の活用を含めたソフト・ハード両面でのワイズスペンディング、災害時・復旧復興時の政策ツールの横展開、が重要であるとし、被害軽減や発災リスクに備えた DX の活用や官民連携の取組強化に向けた事業計画や予算の明確化、災害復興にあたっての将来を見据えたまちづくりをめざすべきといった意見があった。

- ▶ また、経済・財政一体改革推進委員会ワーキング・グループにおける急速な人口減少・少子高齢化に伴い、地方の過疎化や地域産業の衰退、地域の担い手の減少、公共交通の減少といった課題が顕在化するなかで、デジタル技術の実装を通じた地域経済の活性化や地域機能向上、行政サービスの効率化に取り組むことが重要といった議論が示された。
- ▶ 岸田内閣総理大臣は、今年の骨太方針においては少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさや幸せを実感できる経済社会を構築するための方策を盛り込んでいくとし、関係閣僚に具体策をまとめるよう指示した。

◇第 3 回(2024.4.2)

- ▶ 4月2日、総理大臣官邸で令和6年第3回経済財政諮問会議が開催された。会議では、「マクロ経済運営」及び「経済・財政一体改革の点検・検証と中長期政策の方向性」について議論が行われた。
- ▶ 会議では、「マクロ経済運営」に関して、「物価・賃金・金利等が動き出した新たな経済環境において、2%の物価安定目標の下、持続的な経済成長が実現するよう、引き続き政府・日銀の連携が必要」「賃金も物価も上がるという前向きな意識を定着させ、経済の活性化につなげることが重要であり、そのためには生産性を引き上げて、成長力を強化することが必要不可欠」「金利のある世界への移行を見据え、財政健全化に向けた取組を推進すべき」といった意見があった。
- ▶ 「経済・財政一体改革の点検・検証と中長期政策の方向性」については、少子高齢化・人口減少の下でも持続可能な経済・財政・社会保障を構築していくため、実質1%を上回る経済成長、医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革、また、一定幅のPB黒字化の維持が重要であり、人口減少が本格化する2030年までに、こうした持続可能な経済社会を軌道に乗せるべく、今後3年程度で集中的な取組を講じていくことについての議論が行われた。

経済財政諮問会議 経済・財政一体改革推進委員会 社会保障ワーキング・グループ

◇第 50 回(2024.4.25)

- ▶ 4月25日、第50回経済財政諮問会議 経済・財政一体改革推進委員会 社会保障ワーキング・グループが開催され、「社会保障分野における経済・財政一体改革の検討事項等」「財政制度等審議会における議論の状況」について協議が行われた。(非公開)
- ▶ 「社会保障分野における経済・財政一体改革の検討事項等」では、厚生労働省から「1.地域医療構想の実現」「2.一人当たり医療費の地域差半減」「3.国民健康保険の普通調整交付金の在り方」「4.その他の事項の進捗状況」について現状と今後の検討に向けた取り組み方針について報告した。
- ▶ 「財政制度等審議会における議論の状況」については、財務省から「社会保障論」「医療」「介護」について現状の報告と全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)で示された取組みについて報告した。

デジタル行財政改革会議

◇第 6 回(2024.6.11)

- ▶ 6月11日に、第6回会議が開催され、デジタル行財政改革交通分野の取組と主な成果等、マイナンバーカードの普及・利用、について意見交換が行われた。

◇第 5 回(2024.4.22)

- ▶ デジタル行財政改革会議は、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するとし、2023年12月に「中間とりまとめ」を決定している。
- ▶ 4月22日に、第5回会議が開催され、デジタル行財政改革のこれまでの取組等について、報告が行われた後、意見交換が行われた。

- ▶ 岸田総理は、「中間とりまとめ」で決定した各分野の改革を継続・深化させるとし、介護事業所の協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する方策を6月までに取りまとめるよう、武見厚労大臣に指示した。

「中間とりまとめ」で決定した各分野の主な成果と改革を加速する必要がある主な課題④

介護等

【中間とりまとめからの主な成果】

(介護現場の生産性向上)

令和6年度介護報酬改定において、主に以下の事項を実施し、4月より施行。

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け**（経過措置あり）
- **介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する介護報酬加算の新設**
- 見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、**生産性向上に先進的に取り組む特定施設について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準の特例的な柔軟化**



【6月までに決定する事項/今後検討を深めるべき論点】

(経営の協働化・大規模化)

- ・ 6月までに、**協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する具体的方策を提示。**

(利便性と質の高い医療の実現)

- ・ 課題発掘対話での議論も踏まえ、**利用者起点で見た利便性と質の高い医療の実現**（電子処方箋、オンライン服薬指導、長期処方・リフィル処方等）に向けた取組の推進。

新しい資本主義実現会議

◇第28回(2024.6.7)

- ▶ 6月7日、第28回新しい資本主義実現会議が開催され、新しい資本主義2024年改訂版案の決定について協議が行われ、新しい資本主義実行計画の改訂案が取りまとめられた。
- ▶ 今回の改訂では、社会的課題解決と経済成長の二兎(にと)の実現を引き続き掲げ、物価高を乗り越えるために、今年、物価上昇を上回る所得を実現し、来年以降に、物価上昇を上回る賃上げを定着させるべく、政府を挙げて取組を強化するとし、下記項目について整理している。
 - 中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着
 - 三位一体の労働市場改革の早期実行
 - 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新
 - 投資の推進
 - GX・エネルギー・食料安全保障
 - 資産運用立国の推進
- ▶ 本計画は、今回の会議をふまえ調整を行った後、6月下旬に閣議決定される予定。

◇第27回(2024.5.9)

- ▶ 5月9日、第27回新しい資本主義実現会議が開催され、三位一体の労働市場改革の実行、企業内・同一産業内・異なる産業間の労働移動円滑、資産運用立国について協議が行われた。
- ▶ 会議では、企業間の労働移動が円滑である国ほど、生涯賃金上昇率が高いという背景をふまえ、賃金上昇率を引き上げるためにも、企業内・企業間・産業間の労働移動の円滑化が必要ではないかとの考えのもと、ジョブ型人事の導入について協議が行われた。
- ▶ また、ジョブ型人事の導入に際して、国内企業の自社のスタイルに応じた制度検討に資するため、多数の企業事例を集め、導入目的や雇用管理、導入プロセスについて具体的に明らかにしたジョブ型人事指針をこの夏に公表する予定。
- ▶ 資産運用立国については、アセットオーナー（機関投資家）の運用力強化のためにも行動規範となる「アセットオーナー・プリンシプル」をこの夏に策定するとともに、公的年金・共済組合には運用力強化の取組方針を公表するとされた。

◇第 26 回(2024.4.17)

- ▶ 4 月 17 日、第 26 回新しい資本主義実現会議が開催され、官民連携によるコンテンツ産業活性化戦略について協議が行われた。

新しい資本主義実現会議 三位一体労働市場改革分科会

◇第 9 回(2024.4.26)

- ▶ 4 月 26 日、第 9 回新しい資本主義実現会議 三位一体労働市場改革分科会が開催された。
- ▶ 今回は、企業の実態に応じたジョブ型人事の導入について協議が行われた。(資料未公表)

財政制度審議会 財政制度分科会

◇(2024.5.21)

- ▶ 5 月 21 日、財政制度審議会 財政制度分科会が開催された。
- ▶ 建議(案)について協議が行われ、同日建議「我が国の財政運営の進むべき方向」を取りまとめ、鈴木俊一財務大臣に提出した。
- ▶ 建議では、基本認識として「財政に対する市場の信認が失われれば国民生活の悪化も懸念される中、こうした諸課題への対応のため、財政を強靱化させることが強く求められている」としたうえで「歳出構造をいち早く平時化させ、持続可能な財政構造の構築に取り組むことが必要。そのためには、現行の財政健全化目標(2025 年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げ)を堅持し、規律ある「歳出の目安」の下で歳出改革の取組を継続すべき。」としている。
- ▶ 「IV こども・高齢化」では、「2025 年以降も高齢化率は上昇し続けていくことが見込まれ、社会保障の持続性を確保し、全世代型社会保障を構築する観点から、改革工程に基づき医療・介護制度改革に取り組み、公費と保険料負担の抑制に努めることが重要。」としている。
- ▶ こども・子育て支援政策については、「EBPM(証拠に基づく政策形成)の観点も踏まえ、KPI を適切に設定し、政策の効果等を検証しつつ、必要な見直しを行うなど、PDCA を回していくべき。」とされた。
- ▶ 介護については、「ICT 活用による人員配置の効率化や経営の協働化・大規模化の推進により生産性を向上させるべき。また、高齢者向け住まいにおける利用者の困り込み・過剰サービスの是正や保険外サービスの柔軟な運用等により、効率的な給付を図る必要」「あわせて、利用者負担(2割負担)の対象者の範囲拡大、ケアマネジメントに対する利用者負担の導入、軽度者に対する介護サービスの地域支援事業への移行など、給付と負担の見直しを早急に進めるべき」とされた。

I 基本認識

我が国の財政運営の進むべき方向 (概要)

令和 6 年 5 月 21 日
財政制度等審議会

- 我が国の構造的課題である**少子高齢化・人口減少**は急速に進展。また、「**金利のある世界**」が既に現実のものとなり、**自然災害や安全保障環境の変化などに備えた財政余力の確保**の必要性も高まっている。財政に対する市場の信認が失われれば国民生活の悪化も懸念される中、こうした諸課題への対応のため、**財政を強靱化**させることが強く求められている。
- 経済が活力を取り戻し、物価・賃金が上昇し、金利が上昇基調にある今、**歳出構造をいち早く平時化させ、持続可能な財政構造の構築**に取り組む必要。そのためには、**現行の財政健全化目標** (2025年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化、債務残高対GDP比の安定的な引下げ) **を堅持し**、規律ある「**歳出の目安**」の下で歳出改革の取組を継続すべき。

II 財政総論

- 生産年齢人口等の減少や、それらが潜在成長率に与える影響を見据え、持続的な経済成長と財政健全化の両立に向けて何が必要かを検討し、実行に移していく必要。
- 毎年度の国債発行額は極めて高い水準にある。各主体の国債へのニーズは大きく変化し得るとの前提に立ち、そうした中でも安定的に国債を消化できるよう、財政に対する市場の信認を維持していく必要。
- 我が国の債務残高対GDP比は諸外国と比べ突出して高い。その増加の主要因がPBの悪化であることに鑑みれば、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくためには、まずはPBの黒字化が一里塚。そのためには、現行の財政健全化目標を堅持し、歳出構造の平時化を図るとともに、規律ある「歳出の目安」の下で歳出改革を継続していく必要。
- 巨額の債務残高を抱える中、金利が上昇すれば、利払費は膨らみ、かつ、その影響は長期に及ぶことが懸念。また、国家のリスクマネジメントの観点から、地震、新たな感染症、安全保障上の有事といった事態にも備える必要。こうした点を踏まえれば、PB黒字化後も、一定の黒字幅の確保や財政収支の赤字幅の縮減を継続していくべき。
- 財政健全化に当たっては、国民の理解の醸成が重要であり、それに資する客観的で分かりやすい情報を国民に発信していく必要。また、持続可能な社会・経済を未来に残すため、将来世代の視点を踏まえて現世代が取り組むべき課題を考えるフューチャー・デザインの取組を進めていくことが重要。

III 経済成長及び人口減少下での地域の課題への対応

(民間主導の持続的な経済成長の実現に向けて)

- 企業の適切な参入・退出手を進めていくとともに、十分なセーフティネットの確保を行いながら、労働者のリ・スキリング支援や、成長分野への労働移動の円滑化といった労働市場改革に取り組んでいくことで、労働生産性を高めていくことが重要。
- 足もとで半導体産業等に対する大規模な支援が行われているが、諸外国の支援スキームも参考に、安定的な財源と一体で、出口も含めた複数年度の支援戦略を描き、民間部門の予見可能性を高めるべき。また、選択と集中の徹底とともに、出資・融資等の活用により民間資金を積極的に動員し、官民のリスク分担の適切な在り方を不断に見直していくべき。

(人口減少下での地域の課題への対応)

- 人口減少を見据え、将来世代にも受益が及ぶ事業への一層の重点化、コンパクトなまちづくりを前提とした社会資本整備を進めるべき。また、防災・減災を意識した土地利用規制などのソフト対策も取り入れ、より効果的なものとしていく必要。
- 自治体DXの推進に当たっては、国・地方間で受益に応じてシステムの整備・運用費用を分担する検討も行うべき。また、政府保有の情報システムについて、一覧性をもった可視化を進め、投資対効果の検証を行うべき。
- 中長期的に教員の人材を確保するため、デジタル化などにより業務の効率化を徹底し、教育の「質」を向上させる必要。教員の処遇の見直しについては、一律に給与水準を引き上げるのではなく、負担の軽重に応じた「メリハリある給与体系」とすべき。その際、文科省施策全体の見直しにより安定財源を確保する必要。
- 地方公務員確保が困難となっていく中、自治体業務の見直し、DX化・公共施設統廃合等を通じた効率化が重要であり、歳出の抑制にもつながる。また、東京一極集中の是正は、国全体の少子化の流れを変える可能性もあり、自治体間の財政力の格差を背景に行政サービスの格差が拡大していることも踏まえ、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要。

(政策効果最大化に向けた工夫)

- 行政事業レビューシートを活用したEBPMのための環境整備は、引き続き着実に進めていくべき。また、コロナ禍で予算措置が増大した基金については、「基金方針」に基づく点検を踏まえ、政策効果の「見える化」「最大化」を進めるべき。
- 我が国の重要な外交ツールであるODAの効果の最大化に向け、モラルハザードを防止しつつ、ODAを活用した民間資金の積極的な動員を進めるべき。また、既存のODA予算の効果の測定・検証等を通じ、ODA予算を効果的に活用すべき。

IV こども・高齢化

- 2025年以降も高齢化率は上昇し続けていくことが見込まれ、社会保障の持続性を確保し、全世代型社会保障を構築する観点から、改革工程に基づき医療・介護制度改革に取り組み、公費と保険料負担の抑制に努めることが重要。

(少子化対策)

- こども・子育て支援政策の抜本的強化だけでなく、より大きな社会経済政策として若い世代の所得向上に取り組むとともに、社会全体でこども・子育て世帯を応援する気運を高めるための社会の意識改革を進めることが不可欠。
- こども・子育て支援政策については、EBPMの観点も踏まえ、KPIを適切に設定し、政策の効果等を検証しつつ、必要な見直しを行うなど、PDCAを回していくべき。

(医療)

- 質の高い医療の提供・イノベーションの促進と、国民皆保険制度の持続性確保を両立する観点から、諸外国の例も踏まえ、**費用対効果評価の本格適用**を含め、**経済性や患者の利益を勘案した保険診療**が効率的に行われる仕組みを構築すべき。
- 医療提供体制について、**全体の人口減少に対応した医学部定員の適正化**とともに、**医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在是正**に向けた強力な対策、**かかりつけ医機能の発揮と地域医療構想の推進**などに取り組むべき。
- **セルフメディケーションを推進**するとともに、それと整合的な**保険給付範囲の見直し**を行うべき。また、年齢ではなく能力に応じた負担とし、世代間の公平性を確保する観点から、**金融所得の勘案や金融資産等の取扱い**などについて検討を深めるべき。

(介護)

- ICT活用による**人員配置の効率化**や**経営の協働化・大規模化**の推進により生産性を向上させるべき。また、高齢者向け住まいにおける**利用者の囲い込み・過剰サービスの是正**や**保険外サービスの柔軟な運用**等により、効率的な給付を図る必要。
- あわせて、**利用者負担（2割負担）の対象者の範囲拡大**、**ケアマネジメントに対する利用者負担の導入**、**軽度者に対する介護サービスの地域支援事業への移行**など、給付と負担の見直しを早急に進めるべき。

(年金)

- 本年行われる5年に1度の財政検証の結果を踏まえつつ、働き方に中立的な社会保障制度等の構築のため、**適用拡大等の改革工程の項目**に取り組む必要がある。仮に国費を要する見直しを行う場合には、財源を確実に確保する必要がある。

◇(2024.5.8)

- ▶ 5月8日、財政制度審議会 財政制度分科会が開催された。
- ▶ 今回は、建議(案)が示され、取りまとめに向けた審議が行われた。
- ▶

◇(2024.4.16)

- ▶ 4月16日、財政制度審議会 財政制度分科会が開催された。
- ▶ 今回は、「こども・高齢化」について事務局から資料に基づいて昨今の状況や今後の方向性について説明が行われた後、質疑が行われた。
- ▶ 介護については、「保険給付の効率的な提供」「保険給付範囲の在り方を見直し」「高齢化・人口減少下での負担の公平化」の3つの視点から制度の持続性確保のための見直しを進めることで、中長期的に増大する介護需要に応えられる体制を構築していく必要があるとし、今後の改革の方向性(案)を示した。

【改革の方向性】(案)

- ① 生産性の向上：ICT機器を活用した人員配置の効率化
⇒ICT機器の導入・活用を引き続き推進しつつ、特養・通所介護等における人員配置基準の更なる柔軟化を実施すべき。
- ② 生産性の向上：経営の協働化・大規模化の推進
⇒・規模の利益性を生かして、介護現場の業務の効率化や職場環境改善を図るため、2023年度補正予算で措置した、人材の一括採用・事務処理部門の集約・老朽設備の更新等のための支援策を活用して、経営の協働化・大規模化を早急に進めるべき。
・今後、特に社会福祉法人における経営の協働化・大規模化を円滑に進める環境整備を更に図っていくべき。
- ③ 軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への更なる移行
⇒ 軽度者(要介護1・2)に対する訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行を目指し、段階的にでも、生活援助型サービスをはじめ、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービスを可能にすべきである。

今後の改革の方向性（総括）

介護総論

○ 介護保険制度については、これまでも給付の適正化等の改革を実施してきたが、一人当たり介護給付費が急増する85歳以上人口が増加を続けることや、現役世代（支え手）の減少を見据え、以下の3つの視点から制度の持続性確保のための見直しを進めることで、中長期的に増大する介護需要に応えられる体制を構築していく必要。

保険給付の効率的な提供

◆ これまでに取り組んできた主な事項

- サービス付き高齢者向け住宅等における利用者の囲い込み・画一的なケアプラン是正
 - ・ 訪問介護・居宅介護支援の同一建物減算の導入
- 要支援者の訪問・通所介護の地域支援事業への移行
 - ・ 2018年3月末に移行完了
- 頻回のサービス利用についてのケアプランチェック
 - ・ 2018年10月より導入
- インセンティブ交付金の活用
 - ・アウトカム指標への配点重点化、評価結果の「見える化」等の見直し 等

保険給付範囲の在り方の見直し

- 特別養護老人ホームの重点化
 - ・ 2015年4月より、入所者を原則として要介護度3以上の高齢者に限定
- 福祉用具貸与・住宅改修に係る給付の適正化
 - ・ 2018年10月より、福祉用具貸与等の貸与価格の上限を設定
 - ・ 2024年度より、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制を導入 等

高齢化・人口減少下での負担の公平化

- 利用者負担の引上げ
 - ・ 所得額に応じて、2割負担、3割負担を導入
- 補足給付の要件見直し
 - ・ 2015年8月に預貯金等を助産する資産要件を追加
- 介護納付金（2号保険料）の総報酬割導入
 - ・ 2017年8月分より、段階的に移行し、2020年度に全面移行
- 1号保険料負担の見直し
 - ・ 2024年度より、所得再分配機能を強化 等

◆ 今後の改革の主な方向性

- 生産性の向上（ICT機器を活用した人員配置の効率化、経営の協働化・大規模化）
- 高齢者向け住まい等の報酬体系の見直し
- 保険外サービスの活用
- 人材紹介会社の規制強化
- 軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への更なる移行
 - ・ 生活援助サービスに関するケアプラン検証の見直し

- ケアマネジメントの利用者負担の導入
- 福祉用具の貸与と販売の選択制導入等の効果検証

- 利用者負担の更なる見直し
 - ・ 2割負担の範囲の見直し
 - ・ 金融資産、金融所得の勘案
- 多床室の室料負担の更なる見直し

77

生産性の向上：ICT機器を活用した人員配置の効率化

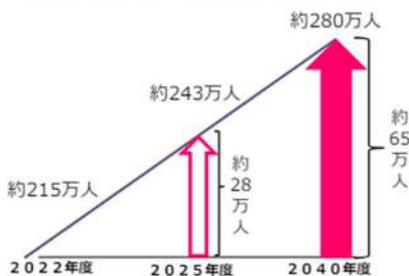
効率的な給付

○ 日本全体で労働力の確保が課題となる中、限られた介護人材を有効に活用し、生産性を向上させることは喫緊の課題。今後も増大し続ける介護ニーズに対応していくためには、ICT機器を活用して人員配置の効率化を強力に進めていくことが不可欠。

（参考）全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（2023年12月22日閣議決定）

「より多くの事業所で、サービスの質を高めつつ、介護職員の負担軽減や事務の効率化を図るため、KPIを設定し、生産性向上に向けた取組を推進する。（中略）あわせて、ICT化による生産性向上等を踏まえて、介護付き有料老人ホーム以外の介護施設（特別養護老人ホーム等）についても、今後の実証事業によって、介護ロボット・ICT機器の活用等による人員配置基準の特例的な柔軟化が可能である旨のエビデンスが確認された場合は、次期介護報酬改定を待たずに、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、人員配置基準の特例的な柔軟化を行う方向で、更なる見直しの検討を行う。」

◆ 介護人材の必要数の見込み



（出所）厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」、「介護サービス施設・事業所調査」

◆ 効果測定事業の実証結果

- 老健施設（夜間）
 - ・ 業務時間：平均**29.3%減少**（31.5分/人→22.3分/人）
 - ・ 職員1人当たり対応可能な利用者 ⇒ 平均**45.4%増加**
 - （出所）介護給付費分科会資料（2023年11月30日）
- 特養、老健施設等（昼間）
 - ・ 介護福祉士の主要な直接介護業務時間
 - 日常的にICT活用している施設：262分
 - これまでICT活用していない施設：218分 ⇒ **1.2倍程度大きい**
 - （出所）介護給付費分科会資料（2020年11月9日）

◆ 介護ロボットの導入状況

| 機器種別 | 導入済み | 未導入 | 無回答 | |
|------------|------------|-------|-------|------|
| 見守り支援機器 | 30.0% | 66.6% | 3.3% | |
| 入浴支援機器 | 通所系 | 8.7% | 87.0% | 4.3% |
| | 入所・泊まり・居住系 | 11.1% | 83.8% | 5.1% |
| 介護業務支援機器 | 通所系 | 5.1% | 90.5% | 4.4% |
| | 入所・泊まり・居住系 | 10.2% | 84.8% | 5.0% |
| 移乗支援機器 | 訪問系 | 1.0% | 94.3% | 4.7% |
| | 通所系 | 1.4% | 94.0% | 4.6% |
| 排泄支援機器 | 入所・泊まり・居住系 | 9.7% | 86.3% | 4.0% |
| | 通所系 | 0.1% | 95.0% | 4.9% |
| 入所・泊まり・居住系 | 0.5% | 93.9% | 5.6% | |

（出所）介護現場でのテクノロジー活用に関する調査研究事業報告書（厚生労働省2022年度調査結果）

【2024年度介護報酬改定における見直し】

- 特定施設（介護付き有料老人ホーム等）における人員配置基準の柔軟化 ⇒ 利用者数：介護職員数 = **3：1 → 3：0.9**（ICT機器の利活用によりケアの質の確保や職員の負担軽減等が行われていること、などが要件）
- 介護老人保健施設における夜間の人員配置基準の柔軟化 ⇒ 配置人員数 = **2人以上 → 1.6人以上**（全ての利用者への見守りセンサーの導入、夜勤職員全員のインカム等のICT機器使用、などが要件）
※特養における夜間の人員配置基準の柔軟化については、2021年度介護報酬改定で既に見直し

【改革の方向性】（案）

- ICT機器の導入・活用を引き続き推進しつつ、特養・通所介護等における人員配置基準の更なる柔軟化を実施すべき。

99

生産性の向上：経営の協働化・大規模化の推進①

効率的な給付

- 限られた介護人材のリソースを有効に活用し、生産性を上げていくため、**経営の協働化・大規模化**は重要な取組。
- 在宅・施設とも、**規模が大きいほど収支差率が上昇**。この中で、**営利法人と社会福祉法人を比較すると、営利法人の方が収支差率が良好**。

【参考】全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（2023年12月22日閣議決定）

「介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化を推進するため、社会福祉連携推進法人の一層の活用の促進、法人・事業所間の連携による事務処理部門の集約や、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムの共通化などにより一層取り組むとともに、好事例の横展開を図る。」

◆規模別の収支状況（通所介護、訪問介護、特養）



(※) 収支差率は補助金含む、税引き前の値。特養については、定員30名以上の広域型が対象。定員29名以下の地域密着型特養の収支差率は-0.4%。
(出所) 厚生労働省「令和5年度介護事業経営実態調査」、厚生労働省「令和4年介護サービス施設・事業所調査」

【改革の方向性】(案)

- 規模の利益を生かして、介護現場の業務の効率化や職場環境改善を図るため、2023年度補正予算で措置した、人材の一括採用・事務処理部門の集約・老朽設備の更新等のための支援策を活用して、**経営の協働化・大規模化を早急に進めるべき**。

生産性の向上：経営の協働化・大規模化の推進②

効率的な給付

- 近年、介護事業者の休廃業等の件数は増加しているが、それ以上に**新設法人が介護市場に参入**しており、その多くは営利法人の事業者と見られる。一方で、**社会福祉法人**においては、**新規設立・解散・合併のいずれも少ない状態**。
- こうした中で、**社会福祉法人**については、**1法人1拠点（1施設のみ）、1法人2拠点（施設+通所or訪問が典型）の法人が過半を占めているが、こうした法人の利益率は低調**。
- 一方で、**規模が大きくなるほど、社会福祉法人の労働生産性は高まる傾向**。また、**特養の職員1人当たりの給与も増える傾向**。

◆介護事業者・社会福祉法人の新設・休廃業数等の推移

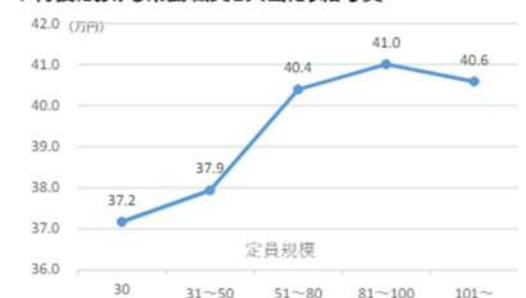


(出所) 東京商工リサーチ



(出所) 厚生労働省「令和4年度福祉行政報告例」

◆特養における常勤職員1人当たり給与費



(※) 定員30名以上の広域型が対象。定員29名以下の地域密着型特養は37.1万円。
(出所) 厚生労働省「令和5年度介護事業経営実態調査」

◆主に介護保険事業を行う社会福祉法人（介護保険事業収益がサービス活動収益全体の90%超）の拠点数別割合（2021年度）(n=3,763)

| | 1拠点 | 2拠点 | 3拠点 | 4拠点 | 5拠点～ |
|------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 法人数 | 1,387 (36.9%) | 697 (18.5%) | 536 (14.2%) | 376 (10.0%) | 767 (20.4%) |
| 収支差率 | ▲0.3% | 0.3% | 0.8% | 0.6% | 2.0% |

(※) 収支差率=サービス活動増減差額比率：サービス活動増減差額÷サービス活動収益計
(出所) (独)福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を基に分析

◆社会福祉法人（介護以外も含む）の労働生産性（2022年度）(n=8,298)

| | ～1億円 | 1～2.5億円 | 2.5～5億円 | 5～7.5億円 | 7.5～10億円 | 10～12.5億円 | 12.5～15億円 | 15億円～ |
|-------|---------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 法人数 | 327 (3.9%) | 2,169 (26.1%) | 2,091 (25.2%) | 1,232 (14.8%) | 727 (8.8%) | 476 (5.7%) | 313 (3.8%) | 963 (11.6%) |
| 労働生産性 | 359.2 万円 | 403.8 万円 | 418.0 万円 | 432.0 万円 | 437.0 万円 | 441.4 万円 | 440.8 万円 | 465.6 万円 |

(※) サービス収益活動増減率別のデータ。労働生産性=付加価値額÷年間平均従業員数
(※) 付加価値額=サービス活動収益÷(事業費+事務費+減価償却費+国庫補助金等特別独立行政法人「マイナズボ」+徴収不能額)
(出所) (独)福祉医療機構「経営分析基幹データベース」を基に分析

【改革の方向性】(案)

- 今後、特に**社会福祉法人における経営の協働化・大規模化を円滑に進める環境整備を更に図っていくべき**。

◇(2024.4.9)

- ▶ 4月9日、財政制度審議会 財政制度分科会が開催された。

- ▶ 今回は、「成長、人口・地域等」について事務局から資料に基づいて昨今の状況や今後の方向性について説明が行われた後、質疑が行われた。

◇(2024.4.4)

- ▶ 4月4日、財政制度審議会 財政制度分科会が開催された。
- ▶ 今回は、「海外調査報告」について委員から資料に基づいて説明があり、続いて「財政総論」「令和4年度国の財務書類(連結)」について、事務局から資料に基づいて説明が行われた後、質疑が行われた。

2. 規制改革

<会 議>

規制改革推進会議

◇第 19 回(2024.05.31)

- ▶ 5月31日、第19回規制改革推進会議が開催された。
- ▶ 今回は、「ライドシェア事業に係る法制度についての論点整理」および「規制改革推進に関する答申(案)」について協議が行われた。
- ▶ 規制改革推進に関する答申(案)では、「今期は、特に、利用者目線で、移動難民、地域の患者、要介護者・家族、遺族、被災者、偽装請負など、困難な状況にある方々に寄り添う改革を重視」とされ、介護分野において、「デジタル、AI等を活用した要介護認定の迅速化等【6年度検討開始・8年度結論・速やかに措置等】」「介護・保育・障害福祉分野の合併・事業譲渡手続の明確化・ローカルルール防止【7年度等】」が示された。

| 「規制改革推進に関する答申」(概要) | | 資料2-1 |
|--|--|---|
| 革新的サービスの社会実装を推進するとともに、その主役であるスタートアップの創業、人材・資金・初期需要の獲得を後押しする成長基盤の整備、人手不足に対応するための希望に応じた副業・兼業の円滑化等を実現する規制・制度改革を各府省と合意の上答申(一部例外有)。今期は、特に、利用者目線で、移動難民、地域の患者、要介護者・家族、遺族、被災者、偽装請負など、困難な状況にある方々に寄り添う改革を重視。 | | |
| 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大 | | 【】は主な措置時期等(元号は令和) ※は中間答申(R5.12.26)記載事項 |
| 交通 | 介護 | |
| ○地域の移動の不足の解消※(別紙) ・モニタリングと自家用車活用事業の不断の制度改善(雨天やイベント対応等) 【6年度】 ・自家用有償旅客運送等の更なる改善。 【措置済・6年度検討】 ・ロボタクシの運行管理のタクシー事業者以外への外部委託。 【6年度】 委員意見 ライドシェア事業に関する法制化作業を直ちに実施すべき。年内に結論。 | ○デジタル、AI等を活用した要介護認定の迅速化等【6年度検討開始・8年度結論・速やかに措置等】 法定処理期間(原則30日)を超過する認定が常態化しているため、①審査会簡素化の範囲拡大、②要介護度判定における、在宅・通所等の介護の手間を反映した最新データの活用・認知症対応の認定調査項目等の検討、③要介護認定業務のデジタル化、AI活用。 ○介護・保育・障害福祉分野の合併・事業譲渡手続の明確化・ローカルルール防止【7年度等】 介護・保育・障害福祉分野の合併、事業譲渡等の円滑化・手続負担軽減のため、ガイドライン等の策定、標準様式等の作成、ローカルルールの公表等。 | |
| 物流 | 通信 | |
| ○災害時のドローンの更なる活用 【6年度】 (昨年末のレベル3.5飛行の制度化※に加え)災害時における飛行禁止空域でも医薬品や食料品等の輸送等は許可を受けず飛行できることを明確化。(注)能登半島地震の際にドローンによる物資輸送は主要会社で10件程度にとどまる(ドローン活用の大部分は空撮)。 ○物流、在宅医療の円滑化のための駐車規制見直し等 【6年度等】 駐車許可の一括オンライン申請、許可基準(枠組み)の全国統一、除外標準対象に(医師に加え)看護師等を追加、一定の共同住宅に荷捌駐車場必置とする標準駐車場条例の改正 | ○真の5G普及に向けた規制・制度の見直し 【6年度】 新しい5G普及目標の下、ミリ波・Sub6等に係る基地局を整備し、スマホ画面では4G転用と区別して表示。公益事業特権の付与をインフラシェア事業者にも検討。 スタートアップの成長基盤の整備(人材、資金、初期需要) ○定款認証の見直し、公証人への民間登用※ 【6年度等】 スタートアップ支援の観点からの手数料半減、面前確認の原則廃止、公証人の民間登用拡大(公証人待遇の透明化、公務員化の是非を含む検討) ○新技術等の開発を促進する政府調達機会確保/自治体調達手続のデジタル化【6年度早期等】 高度・独自の新技術を有するスタートアップ等との随契を可能とする調達手法の創設。物品・役務調達の入札参加資格の申請手続を全自治体共通化等。 ○買収対価を株式とするM&Aの活性化 【6年度】 金銭でなく株式を対価とする買収方法(株式交付)の活用拡大(外国会社も買収可)。 ○非上場株式の発行・流通の活性化 【6年度】 調達規模比として過大な開示負担がスタートアップ等の資金調達の制約となっているため(1億円を閾値に要監査の有価証券届出書の提出が必要)、調達金額の規模に応じた段階的な負担による改善を検討 ○株式報酬の無償交付の活用拡大※(従業員等に対する無償交付実現) 【6年度】 ○規制改革関連制度(特区、サンドボックス、グレーゾーン等)の連携強化 【6年度等】 事業者・地域単位の成果の全国展開の推進、グレーゾーン制度の透明化・迅速化等。 | |
| 観光 | 良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動 | |
| ○簡易宿所(古民家、別荘等)の設置要件の緩和、インバウンド受入体制整備 【6年度】 フロントや駆付け人員を求める設置要件(人手確保が困難)につき、一定のコールセンター等の選択肢を設ける(自治体向け通知改正)。(参考)旅館・ホテル数は過去7年で横ばい。 | ○フリーランス・ギグワーカーの保護、偽装請負の防止 【6年度等】 労働者-自営業者の判断基準(労働者性の有無)につき、AI上の指示も人(使用者)の指示と同様である旨明確化。また、安全目的のAI-人による業務連絡によって労働者と認定されやすくなるか否かを明確化(少なくとも上限就業時間の注意喚起は影響しない)。 | |
| 公共 | 就業禁止義務と副業・兼業の両立 【6年度】 情報漏洩への事後処罰(不競法)等を踏まえ、漏洩を防止したいノウハウ等の特定がない、抽象的な就業禁止義務は適切でない等の意見を踏まえガイドラインで明確化。 ○副業・兼業における割増賃金の支払いに係る労働時間通算管理の検討※ 【6年度】 (注)健康管理に係る労働時間の通算管理は検討の対象外 | |
| ○死亡・相続手続のデジタル化 【7年度等】 生命保険会社等による死亡情報へのアクセス、戸籍証明書のオンライン請求・デジタル交付、マイナポータル上での法定相続情報証明。 ○地方公共団体の窓口業務の官民連携による集約化・効率化 【6年度】 「住民票の写し等の交付」「住民異動届」などの窓口業務を一定の条件下で職員常駐なしに民間事業者が委託することが可能であることを通知で明確化。 ○社会保険手続のデジタル化 【6年度】 年金受取口座の変更、生活者支援給付金の申請など社会保険に係る手続につき、申請者の利便性向上のため、マイナポータル上でオンラインフォームによる申請を可能とする。 ○地方公共団体に対する申請様式等のローカルルールの原則廃止 【6年度から】 事業者等が複数の自治体に毎年度行う全ての申請等の手続様式等は、新設・改正時に国が法令等で規定し、ローカルルールを原則廃止。 ○商業施設の廃棄物の施設外分別等(運搬・機械分別等)の実施要件明確化 【6年度】 | | |
| 医療 | | |
| ○デジタルによる薬剤師等不在店舗での一般用医薬品販売【6年結論・速やかに措置等】 早朝・深夜や過疎地などの薬剤師非常駐の店舗(受渡店舗)でも、薬剤師が常駐する店舗(管理店舗)からのデジタルによる管理・販売により、一般用医薬品を入手可能とする。 ○「総合診療科」の標榜可能化 【7年結論】 学会意見を踏まえ、標榜可能な診療科名(内科、外科等)に「総合診療科」の追加を検討。 | | |

規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキング・グループ

◇第 11 回(2024.4.26)

- ▶ 4月26日、第11回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループが開催され「介護現場におけるタスク・シフト/シェアの推進」「プライマリ・ケアへのアクセスの円滑化(総合診療科の院外標榜)」について協議が行われた。
- ▶ 会議では、関係団体や、厚生労働省、委員からのヒアリングが行われた後、意見交換が行われた。

◇第 10 回(2024.4.26)

- ▶ 4月26日、第10回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループが開催され「在宅医療における円滑な薬物治療の提供」「介護・保育・障害福祉分野におけるサービス事業者の経営力強化等(同分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等)」「規制改革ホットライン処理方針」について協議が行われた。
- ▶ 「介護・保育・障害福祉分野におけるサービス事業者の経営力強化等(同分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等)」では、厚生労働省から「介護・障害福祉分野におけるサービス事業者の合併、事業譲渡等」について現状の報告が行われた後、こども家庭庁より「保育分野における事業者の経営力強化等」について報告が行われた。
- ▶ その後、事業者・関係団体のヒアリングが行われた。全国社会福祉法人経営者協議会からは、「地域のニーズと理解にもとづく事業展開」「制度・分野を越えた経営資源の有効活用」「手続きの標準化、事務負担等の軽減」について提言が行われた。

資料 2-5

地域の福祉を守り抜く 未来志向の事業展開に向けて



全国社会福祉法人経営者協議会

提言事項

【地域のニーズと理解にもとづく事業展開】

地域のセーフティネットを守り抜くための事業展開の促進

【制度・分野を越えた経営資源の有効活用】

資金、人材・設備等の弾力的な運用

施設整備の補助金等におけるローカル・ルールの是正

賃金改善原資(加算等)の柔軟な配分

【手続きの標準化、事務負担等の軽減】

法人、事業毎の認可・指定等の標準化、DX化の促進

所轄庁の理解促進(マニュアル等の普及)、窓口の一元化

規制改革推進会議 地域産業活性化ワーキング・グループ

◇第 16 回(2024.5.31)

- ▶ 5月31日、第16回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「『ライドシェア事業に係る法制度についての論点整理』等の報告」について論点整理が取りまとめられた。

◇第 15 回(2024.5.21)

- ▶ 5月21日、第15回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「自家用車活用事業に関する進捗」「タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度に係る論点整理」「ライドシェア関係の答申骨格」について関係団体からのヒアリングの後、協議が行われた。

◇第 14 回(2024.5.15)

- ▶ 5月15日、第14回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「自動車の安全運転管理者の事務負担軽減等」「移動の足不足の現状及び自家用車活用事業に関する進捗」「タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度に係る論点整理」について関係団体からのヒアリングの後、協議が行われた。

◇第13回(2024.5.10)

- ▶ 5月10日、第13回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「自動運転に係る審査手続の透明性・公平性の確保」について関係団体からのヒアリングの後、協議が行われた。

◇第12回(2024.4.24)

- ▶ 4月24日、第12回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「移動の足不足の現状及び自家用車活用事業に関する進捗」「自家用車活用事業」「地域公共交通」について関係団体からのヒアリングの後、協議が行われた。

◇第11回(2024.4.19)

- ▶ 4月19日、第11回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「旅館業法の簡易宿所営業における玄関帳場等の規制」「規制改革ホットラインの処理方針」について関係団体からのヒアリングの後、協議が行われた。

◇第10回(2024.4.11)

- ▶ 4月11日、第10回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「自家用車活用事業」「移動の足不足に関する担い手の確保」について関係団体からのヒアリングの後、協議が行われた。

規制改革推進会議 公共ワーキング・グループ

◇第6回(2024.4.25)

- ▶ 4月25日、第6回規制改革推進会議公共ワーキング・グループが開催され、「死亡・相続手続のデジタル化」「規制改革ホットライン処理方針」について、関係団体からのヒアリングの後、協議が行われた。

行政改革推進会議

◇第56回(2024.4.22)

- ▶ 4月22日、第56回行政改革推進会議が持ち回り開催され、「基金全体の点検・見直しについて」、「行政事業レビュー実施要領について」及び「調達改善について」について、案のとおり取りまとめられ、「EBPM・歳出改革等有識者グループについて」について案のとおり了承された。また、「令和5年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省庁の対応状況について」について報告がなされた。

3. 地方創生・地方分権等

<法改正等>

第14次地方分権一括法案衆議院可決

- ▶ 6月4日、第14次地方分権一括法案が衆議院本会議において可決された。
- ▶ 今回改正される法改正事項の概要は以下のとおり。
 - ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築
 - ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の5年間の延長
 - ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)
 - ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化
 - ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
 - ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
 - ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し
 - ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第14次地方分権一括法案)の概要

内閣府地方分権改革推進室
令和6年3月15日
閣議決定

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- ◆ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

平成25年
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足

平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
(以後、第5次～第13次 一括法成立)

令和5年
6月下旬 提案団体からのヒアリング
7月中旬 関係府省からの1次ヒアリング
9月上旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月16日 地方分権改革有識者会議「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」了承
12月22日 地方分権改革推進本部において、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
" 同方針を閣議決定

令和6年
3月15日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定

法改正事項の概要(8事項9法律)

- ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築
(母子保健法)
- ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)
(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)
- ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化
(栄養士法)
- ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
(獣医師法)
- ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
(建築基準法)
- ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し
(宅地建物取引業法)
- ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化
(公有地の拡大の推進に関する法律)

施行期日

- (1) 令和7年4月1日
(2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

<会議>

国家戦略特別区域諮問会議

◇第 63 回(2024.6.4)

- ▶ 6月4日、第63回国家戦略特別区域諮問会議が開催され、「連携“絆”特区の指定・取組(案)」「『金融・資産運用特区』の創設に伴う国家戦略特区の指定・取組(案)」「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等(案)」「指定区域の評価(案)」「区域計画の認定(案)」が示され、承認された。

国と地方の協議の場

◇(2024.5.29)

- ▶ 5月29日、国と地方の協議の場が開催され、「骨太方針」の策定等について協議が行われた。
- ▶ 協議では、地方6団体より「骨太方針」策定にあたって「地方財政は、物価高や社会保障関係費の一層の増加に加え、こども・子育て政策の強化、デジタル田園都市国家構想・地方創生の推進、頻発する自然災害への対応など、重要課題に対応するための財政需要も見込まれ、相当厳しいものになることが想定される」としたうえで要望が提出され、協議が行われた。

地域再生本部

◇第 38 回総会(2024.5.17)

- ▶ 5月17日、第38回地域再生本部が開催され、地域再生基本方針の一部変更について閣議決定案が示され、協議が行われた。
- ▶ 本変更案については、5月24日に閣議決定された。

4. 社会福祉法人等

<通知・公表>

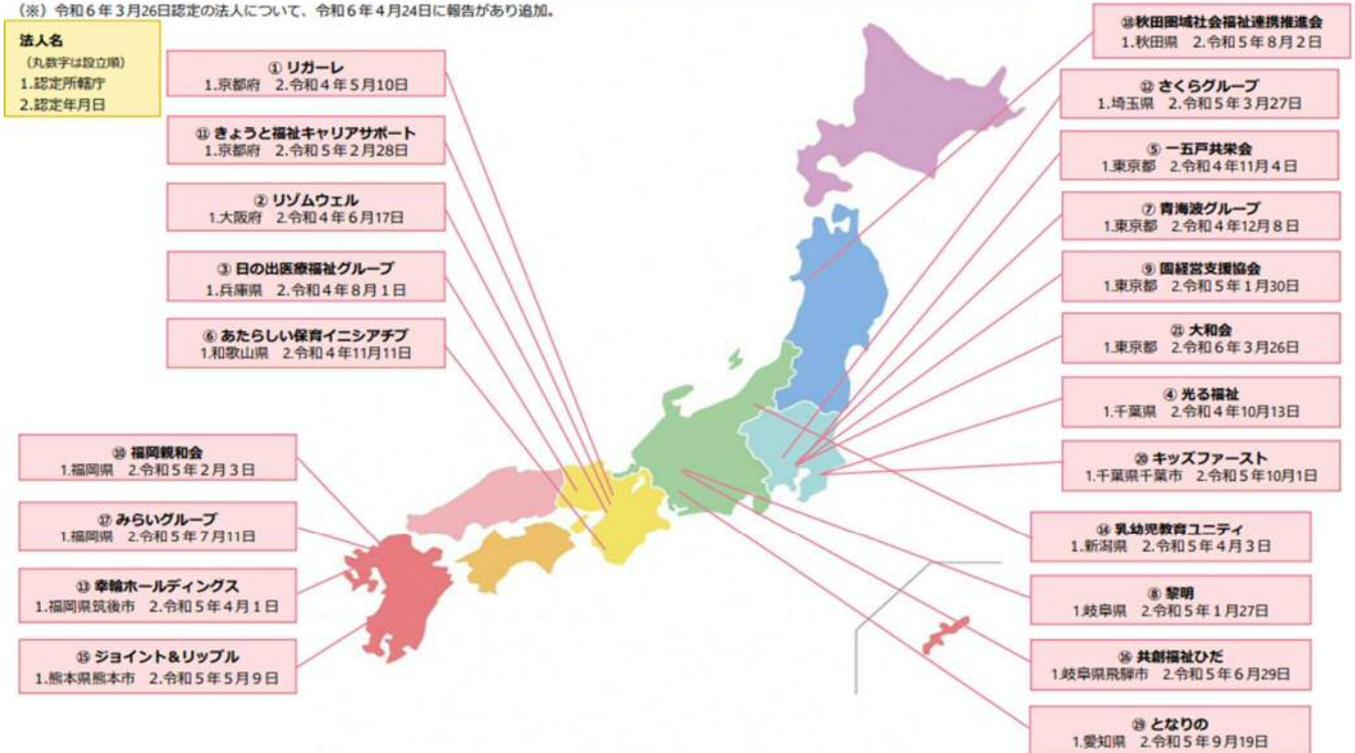
社会福祉連携推進法人の設立状況(2024.3.26)

- 厚生労働省は、令和6年3月26日時点の社会福祉連携推進法人の設立状況を公表した。「社会福祉連携推進法人」制度は社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行うものとして令和4年4月1日より開始した。令和6年3月26日現在、認定があった社会福祉法人は21法人となっている。

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和6年3月26日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**21法人**(※)。

(※) 令和6年3月26日認定の法人について、令和6年4月24日に報告があり追加。



5. 高齢者

<会議>

認知症施策推進関係者会議

◇第3回(2024.5.30)

- ▶ 5月30日、内閣官房は第3回認知症施策推進関係者会議を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの意見を踏まえた基本計画の案の作成に当たってのポイント(案)が示され、協議が行われた。
- ▶ 示されたポイント(案)は以下のとおり。
 - 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下「基本法」)に基づき策定する認知症施策推進基本計画(以下「基本計画」)の前文において、認知症施策推進大綱(以下「大綱」)に基づくこれまでの取組状況や基本法の基本理念を踏まえ、以下のような取組の基本的考え方を示してはどうか。
 - ・ 認知症の本人が基本的人権を有する個人として、認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」に立つこと
 - ・ 認知症の本人・家族等の意見を聴きながら、ともに認知症施策を立案・実施・評価すること
 - ・ 政府の基本計画と都道府県計画・市町村計画とが相まって、一体的・総合的に認知症施策を推進すること
 - 地方自治体におけるこれまでの取組状況を踏まえるとともに、基本法の基本理念を踏まえた新たな課題への対応を推進する観点から、KPIを設定してはどうか。
具体的には、
 - ・ 第1期基本計画期間中に重点的に取り組むべき重点課題、達成すべき重点目標を設定し、それに関連する指標をKPIとして設定するとともに、
 - ・ 地方自治体におけるプロセス(本人等の参画状況、分野横断的な取組状況等)や、地域の課題・資源を踏まえた多様な取組を推進する観点を重視する方針としてはどうか。

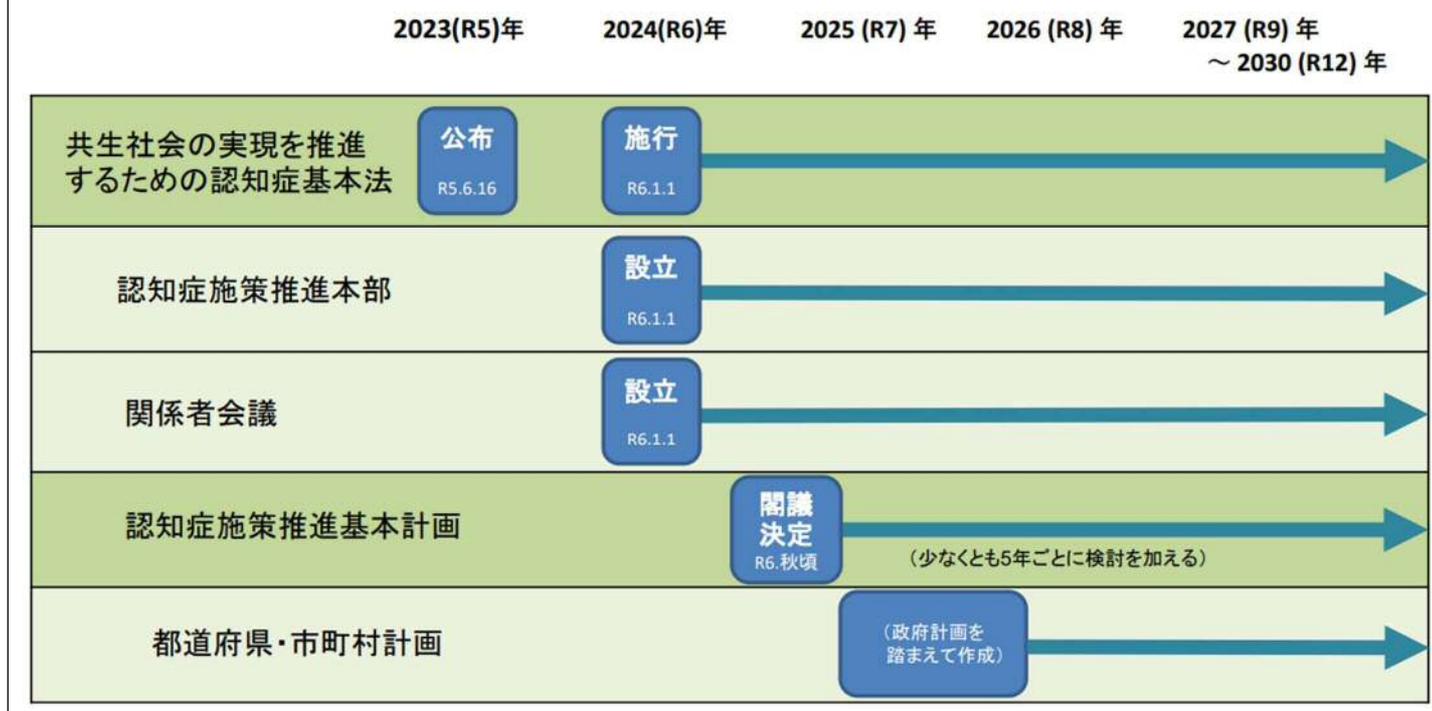
◇第2回(2024.5.8)

- ▶ 5月8日、内閣官房は第2回認知症施策推進関係者会議を開催した。
- ▶ 今回は、関係団体からのヒアリングが行われ、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、日本認知症グループホーム協会、民間介護事業推進委員会、西部ガス、リンナイ、八王子市立緑が丘小学校、および委員が資料に基づき説明を行った後、意見交換が行われた。

◇第1回(2024.3.28)

- ▶ 3月28日、内閣官房は第1回認知症施策推進関係者会議を開催した。
- ▶ 本会議は共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行を踏まえ、認知症の本人やその家族、有識者を交え、基本法の目指す共生社会、すなわち、認知症の人を含め、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けた議論を行うことを目的とするもの。
- ▶ 今後、秋ごろにかけて本会議において認知症施策推進基本計画について検討を行い、その後認知症施策推進本部にて基本計画案が取りまとめられ、閣議に諮られる予定。

認知症施策推進基本計画策定に向けた今後のスケジュール



ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会

◇第2回(2024.5.9)

- ▶ 5月9日、厚生労働省は第2回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会を開催した。
- ▶ 今回は、5つの関係団体(一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会、社会福祉法人米寿会、一般社団法人全国介護事業者連盟、日本訪問看護財団、社会福祉法人川崎聖風福祉会)からのヒアリングが行われた後、意見交換が行われた。

◇第1回(2024.4.15)

- ▶ 4月15日、厚生労働省は第1回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会(座長:田中滋 埼玉県立大学理事長)を開催した。
- ▶ 本検討会はケアマネジメントの質の向上及び人材確保に向けた制度的・実務的な論点について包括的に検討を行うため設置された。
- ▶ 第1回では、座長が選任された後、ケアマネジメントに係る現状と課題について事務局より説明された。
- ▶ また、本検討会で議論していく事項案と視点例が示され、協議が行われた。

【本検討会においてご議論されたい事項(案)】

1. ケアマネジャーの業務の在り方について

○介護支援専門員(ケアマネジャー)は、要介護者等への相談援助を基本としつつ、心身の状況等に応じ適切なサービスを活用できるようケアプラン作成や市町村・サービス事業者等との連絡調整を行う者である。特に、居宅介護支援事業所においては、関係制度や社会資源、関係機関等への連絡調整その他の便宜の提供が求められる。近年、業務負担の大きさや人材確保の困難さが指摘される一方、ケアマネジャーの専門性をより発揮していくことが求められるところ、利用者の生活を支援していく中でケアマネジャーの役割や業務の範囲等について、どのように考えるか。

○主任ケアマネジャーの役割について、事業所内のケアマネジャーへの助言・指導に留まらず、地域課題の把握や社会資源の開発といった地域づくり、地域のケアマネジャーの人材育成等の役割など、求められている役割をどのように考えるか。また、このような役割を適切に果たしていくことを促進する観点から、どのような対応が考えられるか。

2.人材確保・定着に向けた方策について

○要介護状態となった場合においても、住み慣れた地域で安心して暮らしていく環境を整備していく観点から、居宅介護支援事業所やそこで従事するケアマネジャーの人材確保を図っていくことが重要である。今後、実務研修終了後の入職者数の確保、離職防止、受験者数の増加、ケアマネジャーの仕事の魅力発信等、人材確保に向けて、どのような対応が考えられるか。

3.法定研修の在り方について

○少子高齢化が進展する中、ケアマネジャーに求められる機能が多様化・複雑化している。このような背景を踏まえ、効率性や満足度向上の確保、講師の担い手の確保などを含め、ケアマネジャーの専門性を確保し、ケアマネジメントの質の向上を図る観点から、今後の法定研修の在り方について、どのように考えるか。

4. ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みの促進

○認知症・身寄りのない高齢者の増加など、今後、意思決定支援の重要性が増していく中、居宅介護支援事業所におけるケアマネジャーの専門性をより適切に評価するため、どのような対応が考えられるか。

○ケアマネジメントの質の向上に向け、これまで「適切なケアマネジメント手法」の策定・普及を進めるとともに、令和6年4月から施行された法定研修カリキュラムにも盛り込まれたところ、今後、実践の場での活用をさらに促進していくために、どのような対応が考えられるか。

○ケアマネジャーの業務効率化・負担軽減を図り、限られた人材により利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実現する観点から、ケアプランデータやテクノロジーの活用について、どのような対応が考えられるか。

高齢社会対策大綱の策定のための検討会

◇第6回(2024.6.5)

- ▶ 6月5日、内閣府は第6回高齢社会対策大綱の策定のための検討会を開催した。
- ▶ 今回は、「地域における高齢者の移動ニーズへの対応」「これまでの議論をふまえた意見の整理」について、主に下記の事項について協議が行われた。

【生活環境】

- 地域における移動ニーズに対応するための方策
(地域公共交通の再構築、多様な関係者による連携・協働、自動運転の推進 等)

【これまでの議論の整理】

- これまでの議論を踏まえた上で、更に追加で議論すべき事項や、深掘りすべき事項、これまで出された意見への補足事項

◇第5回(2024.5.20)

- ▶ 5月20日、内閣府は第5回高齢社会対策大綱の策定のための検討会を開催した。
- ▶ 今回は、高齢社会における生活環境、研究開発、国際貢献等について、主に下記の事項について協議が行われた。

【生活環境】

- 身寄りのない高齢者への支援の在り方(身元保証、日常の生活支援、死後事務 等)

【研究開発・国際貢献等】

- 高齢社会対策に資する研究開発の推進のための方策
(高齢期に特有の疾病に関する研究開発促進、介護ロボット等の医療介護機器の研究開発・実用化促進 等)
- 日本の知見の国際社会への展開の在り方

(健康・医療分野における研究開発支援、事業展開支援、人材育成協力 等)

【健康・福祉】

○介護離職の防止に向けた企業の取組促進の方策

(介護の多様な受け皿整備、企業における仕事と介護の両立支援の促進 等)

○「社会的処方」の在り方

(受診者のニーズに応じた社会活動等へのつなぎ、地域における多様な社会資源の活用・連携 等)

○高齢者の難聴対策のための方策

(正しい知識の普及、早期発見・早期介入、補聴器の安全・効果的な使用 等)

◇第4回(2024.4.15)

▶ 4月15日、内閣府は第4回高齢社会対策大綱の策定のための検討会を開催した。

▶ 今回は「高齢社会における安全・安心な生活環境の整備」について、主に下記の事項について協議が行われた。

【生活環境】

○高齢期において地域で安心して居住できる環境整備の在り方

(居住支援の充実、住宅の市場環境の整備、ニーズに応じた住宅の確保、住宅施策と福祉施策の連携 等)

○空き家対策の在り方(空き家の発生抑制、活用拡大、適切な管理の確保、除却 等)

○高齢社会における災害対策の在り方

(自ら避難が困難な人への支援、被災者の状況等に応じたきめ細かな支援 等)

○高齢者の消費者被害を防止するための方策

(地域における見守り強化、消費生活相談のDX 等)

○高齢運転者の交通安全対策の在り方

(身体機能や認知機能の低下を踏まえた対策、サポートカー限定免許の普及、免許証を自主返納しやすい環境整備 等)

◇第3回(2024.4.3)

▶ 3月21日、内閣府は第3回高齢社会対策大綱の策定のための検討会を開催した。

▶ 今回は高齢者の活躍について②(就業・所得、学習・社会参加)、健康・福祉について、関係府省、民間企業、有識者からの説明の後、意見交換が行われた。

▶ 主な論点は以下のとおり。

【高齢者の活躍について②(就業・所得、学習・社会参加)】

○高齢期における就業や地域・社会活動への参画拡大に資する多様な学習機会の提供の在り方

(リカレント教育の充実、社会教育施設を活用した学習機会の充実、デジタルリテラシーの向上 等)

○資産形成等の促進のための環境整備の在り方

(新NISA制度等の普及・活用促進、金融リテラシーの向上 等)

○認知機能の低下に対応した資産の管理・運用等に係る支援の在り方

(金融機関における対応、金融機関と行政・福祉との連携、デジタル技術の活用 等)

【健康・福祉】

○高齢社会に対応した医療・介護等の在り方

(地域包括ケアシステムの構築、介護人材の確保、介護現場におけるDX、介護予防の推進 等)

○仕事と介護の両立支援の在り方

(介護離職の解消のための方策 等)

○認知症の高齢者の増加を踏まえた施策や地域・社会の在り方

(認知症に関する理解増進、社会参加の機会の確保、研究開発・予防の推進 等)

6. 障害者

<通知・公表>

2023 年度障害福祉サービス等の人材確保に関する調査結果公表(WAM)(2024.3.29)

- ▶ 3月29日、福祉医療機構は2023年度障害福祉サービス等の人材確保に関する調査結果を公表した。
- ▶ 福祉医療機構では、障害福祉分野における職員不足等の現状と人材確保への取組みを把握することを目的に、貸付先の障害福祉サービス等事業所を対象にアンケート調査を実施した。
対 象:障害福祉サービス等事業所を運営する法人 3,973 法人
回 答 数:651 法人
回 答 率:16.4%
実施期間:2024/1/31~2024/2/22
方 法:Web アンケート
- ▶ 主な調査結果は以下のとおり。
 - 1.職員の充足状況
 - 職員が不足していると回答した事業所は 52.6%であり、2020 年度調査(50.2%)からやや上昇
 - 不足感が強い業務として、居住系では夜勤が、児童系では送迎が挙げられており、サービス体系別に差がみられる
 - 2020 年度調査と比較すると、職員不足により通所サービスを制限していると回答した事業所が増加
 - 2.採用の状況
 - 新卒の採用活動を実施した事業所は全体では 30.9%にとどまるものの、サービス体系・経営主体別で傾向に差がみられる
 - 3.退職の状況
 - 2022 年度中に定年退職以外の退職者がいた事業所は 70.9%であり、とくに居住系では 81.0%で退職者がいた

7. 子ども・家庭福祉

<法改正等>

児童対象性暴力防止法案(日本版 DBS 法律案)衆議院可決(2024.5.23)

- ▶ 5月23日、児童対象性暴力防止法案(日本版 DBS 法律案)が衆議院本会議で可決した。
- ▶ 本法案は、国が所管する性犯罪歴をデータベース化したシステムを活用し、学校や保育所などの雇用側に、就労希望者の犯罪歴照会を義務付ける。学習塾の利用は任意とし、事業者が国から認定を受ければ義務化される。
- ▶ 照会の対象となる性犯罪の種類は、裁判所での有罪判決が確定した「前科」のほか、痴漢や盗撮など自治体の条例違反も含まれる。
- ▶ 照会期間は拘禁刑(懲役と禁錮両刑を2025年に一元化)が刑の執行終了から20年、罰金刑以下は10年とし、既に働いている人も対象となる。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案の概要

法案の趣旨

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が**教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置**を講じることを義務付けるなどする。

法案の概要

1. 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

学校設置者等(学校、児童福祉施設等)及び民間教育保育等事業者(学習塾等)について、その教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定

2. 学校設置者等が講ずべき措置

学校設置者等が講ずべき措置として以下のものを規定

- ・ 教員等に研修を受講させること、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくするための措置
- ・ 教員等としてその業務を行わせる者について、4に掲げる仕組みにより特定性犯罪前科の有無を確認
- これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置(教育、保育等に従事させないこと等)を実施
- ・ 児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

3. 民間教育保育等事業者の認定及び認定事業者が講ずべき措置

- ・ 内閣総理大臣は、2に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表
- ・ 認定事業者には2に掲げるものと同等の措置実施を義務付け
- ・ 認定事業者は、認定の表示可能
- ・ 認定事業者に対する内閣総理大臣の監督権限の規定を創設

4. 犯罪事実確認の仕組み等

- ・ 2及び3の対象事業者が内閣総理大臣に対して申請従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者本人も関与する仕組みとする。
- ・ 内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、以下の期間における特定性犯罪(痴漢や盗撮等の条例違反を含む)前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。ただし、前科がある場合は、あらかじめ従事者本人に通知。本人は通知内容の訂正請求が可能
- ア 拘禁刑(服役)：刑の執行終了等から20年
- イ 拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了)：裁判確定日から10年
- ウ 罰金：刑の執行終了等から10年
- ・ 犯罪事実確認書等の適正な管理(情報の厳正な管理・一定期間経過後の廃棄等)

5. その他

- ・ この法律案に定める義務に違反した場合には児童福祉法等に規定する報告徴収等の対象となること等を規定【学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】
- ・ 施行後3年後の見直し・検討規定を設ける

施行期日

施行期日：公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律成立(2024.6.4)

- ▶ 6月4日、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が参議院にて可決し、成立した。
- ▶ この法案は、こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度の創設を主な内容としたもの。

- ▶ この改正案において、「こども誰でも通園制度」が制度化されることになる。令和 8 年度から法律に基づく新たな「給付制度」として、すべての自治体での実施に向け、まずは令和 7 年度に「子ども・子育て支援法」に基づく「地域子ども・子育て支援事業」(いわゆる 13 事業)として法律上制度化され、実施自治体が拡充される。

法案の趣旨

こども未来戦略(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

法案の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

- (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】
- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第 3 子以降の児童に係る支給額を月額 3 万円とする、(4)支払月を年 3 回から隔月(偶数月)の年 6 回とする抜本的拡充を行う。
 - ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。
- (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】
- ①保育所等に通っていない満 3 歳未満の子どもの通園のための給付(こども誰でも通園制度)を創設する。
 - ②産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
 - ③教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける(経営情報の継続的な見える化)。
 - ④施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
 - ⑤児童扶養手当の第 3 子以降の児童に係る加算額を第 2 子に係る加算額と同額に引き上げる。
 - ⑥ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
 - ⑦基準を満たさない認可外保育施設に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。
- (3) 共働き・子育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】
- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
 - ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 【特別会計に関する法律】
こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②(*)に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援金)を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和 8 年度から令和 10 年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和 6 年度から令和 10 年度までの各年度に限り、(*)に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特別公債を発行できることとする。

(*)を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

施行期日

令和 6 年 10 月 1 日 (ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑧は令和 6 年 11 月 1 日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2 は令和 7 年 4 月 1 日、1(2)②、3 ②は令和 8 年 4 月 1 日、1(3)②は令和 8 年 10 月 1 日に施行する。)

※この他、子ども・子育て支援法第 58 条の 9 第 6 項第 3 号イについて、規定の修正を行う。

< 会 議 >

こども政策推進会議

◇第 3 回(2024.5.31)

- ▶ 5 月 31 日、こども家庭庁は第 3 回こども政策推進会議が開催され、「こどもまんなか実行計画 2024」が取りまとめられた。
- ▶ 本計画は、令和 5 年 12 月に取りまとめられた「こども大綱」について、具体的な取組を示した初のアクションプラン。岸田総理は実行計画について「こども版骨太の方針」だとし、着実な実施を求めた。
- ▶ すでにこども大綱で設定している数値目標を含めた指標に加え、施設の進捗状況を把握するための指標を提示している。
- ▶ 今後、こども家庭審議会において施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年、骨太の方針までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映し、継続的に施策の点検と見直しを図るとされている。
- ▶ 主な章立ては以下のとおり。

こども施策に関する重要事項

1. ライフステージを通じた重要事項
2. ライフステージ別の重要事項
3. 子育て当事者への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1. こども・若者の社会参画・意見反映
2. こども施策の共通の基盤となる取組
3. 施策の推進体制等

こども家庭審議会 基本政策部会

◇第 12 回(2024.5.9)

- ▶ 5月9日、こども家庭庁は第12回こども家庭審議会基本政策部会(部会長:秋田喜代美学習院大学文学部教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「こどもまんなか実行計画策定」「こども大綱の周知」について協議が行われた。
- ▶ 会議では、全国知事会、全国市長会、全国町村会から意見書に基づき説明が行われた後、「こどもまんなか実行計画2024の策定に向けて(案)」が示され協議が行われた。
- ▶ こどもまんなか実行計画には、こども大綱の「第3 こども施策に関する重要事項」及び「第4 こども施策を推進するために必要な事項」について、具体的に取組む施策を記載している。

こども家庭審議会 こどもの居場所部会 児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会

◇第 2 回(2024.5.29)

- ▶ 5月29日、こども家庭庁は第2回こども家庭審議会こどもの居場所部会児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会を開催した。
- ▶ 今回は「児童館ガイドライン改正案」「放課後児童クラブ運営指針改正案」「こどもの意見聴取」について協議が行われた。
- ▶ 前回協議をふまえ、児童館ガイドライン改正案および放課後児童クラブ運営指針改正案が示され、協議が行われた。
- ▶ また、それぞれの改正案の検討にあたって、こどもの意見聴取を行うことが示された。児童館および放課後児童クラブを利用しているこどもを対象にオンラインアンケートを実施することとしている。
- ▶ こどもの意見聴取の結果については7月下旬以降に開催予定の第3回専門委員会において報告される予定。

こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

◇第 116 回(2024.5.30)

- ▶ 5月30日、こども家庭庁はこども家庭審議会 児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第20次報告」について協議を行った。(資料は非公開)

8. 地域福祉

<法改正等>

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が成立（2024.4.17）

- ▶ 4月17日、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が参議院にて可決・成立した。
- ▶ 今回の改正法案では、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずることが盛り込まれている。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定的な生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定的な生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

<会 議>

孤独・孤立対策推進本部

◇第2回(2024.6.11)

- ▶ 6月11日、内閣府は第2回孤独・孤立対策推進本部(本部長:岸田文雄内閣総理大臣)を開催した。
- ▶ 今回は、孤独・孤立対策重点計画の策定の推進に向けて「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(案)」が示された。
- ▶ 重点計画(案)では、「特に重点を置いて取り組むべき事項」として「地方公共団体及びNPO等への支援」「孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化」「重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進」としている。

重点計画の意義

- 本年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
 (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
 ②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保 ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

- ① 地方公共団体及びNPO等への支援
 - ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階の伴走支援、設置の促進。
 - ・ 交付金を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開により地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。
- ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化
 - ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
 - ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
 - ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の養成。
- ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

◇第1回(2024.4.19)

- ▶ 4月19日、内閣府は第1回孤独・孤立対策推進本部(本部長:岸田文雄内閣総理大臣)を開催した。
- ▶ 本推進本部は、孤独・孤立対策推進本部令(令和6年政令第162号)第2項の規定に基づき、孤独・孤立対策の推進及び関係行政機関相互の調整等に資することを目的として開催するもの。
- ▶ 今回は、孤独・孤立対策重点計画の策定に向けてこれまでの経緯が説明された後、令和4年12月に改訂された「孤独・孤立対策の重点計画」や有識者の意見をふまえて、今後本推進本部において孤独・孤立対策重点計画を策定することが説明された。
- ▶ 今後、「孤独・孤立対策推進会議」を開催し、新たな重点計画の案について議論をした上で、第2回の本部に報告される予定。
- ▶ その後、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について厚生労働大臣政務官から説明された。
- ▶ 本ガイドラインは、独居高齢者等の増加が見込まれる中、身元保証や日常生活支援、死後事務等を契約に基づいて行う事業者が増加してきており、適正な事業運営の確保や、利用者が安心して利用できる環境を整備していくことを目的に、「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」におけるとりまとめを踏まえ、策定するもの。
- ▶ ガイドラインでは、契約締結や契約の履行にあたって留意すべき事項、事業者の体制に関する留意事項などを記載しており、今後、パブリックコメント等を行い取りまとめる予定。

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の手続支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。等

契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。等

事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。

法制審議会 民法(成年後見等関係)部会

◇第1回(2024.4.9)

- ▶ 4月9日、法務省は第1回法制審議会 民法(成年後見等関係)部会(部会長:山野目章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、部会長の選出が行われた後、事務局より成年後見制度を取り巻く状況について資料に基づく説明が行われ、フリーディスカッションの形式により、民法(成年後見等関係)の見直しに当たっての検討事項について、意見交換が行われた。

9. 人材確保等

<法改正等>

改正技能実習法 衆議院可決(2024.5.21)

- ▶ 5月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」が衆議院本会議にて可決された。
- ▶ 本改正案は、技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずるもの。

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

| 入管法 | 育成就労法（技能実習法の抜本改正） |
|--|---|
| 1. 新たな在留資格創設 ○ 技能実習の在留資格を廃止。「 育成就労産業分野 」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「 育成就労 」の在留資格を創設（注2）。 | 1. 育成就労制度の目的・基本方針 ○ 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(育成就労法)に改める。 ○ 育成就労制度は、育成就労産業分野において、 特定技能1号水準の技能を有する人材を育成 するとともに、 当該分野における人材を確保 することを目的とする。 ○ 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。 |
| 2. 特定技能の適正化 ○ 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。 | 2. 育成就労計画の認定制度 ○ 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。 ○ 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。 |
| 3. 不法就労助長罪の厳罰化 ○ 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可） | 3. 関係機関の在り方 ○ 監理団体に代わる「 監理支援機関 」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関与させてはならないものとする。 ○ 外国人技能実習機構に代わる「 外国人育成就労機構 」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。 （注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。 （注4）詳細な要件は、主務省令で定める。 （注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、 ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格 ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。 |
| 4. 永住許可制度の適正化 ○ 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。 （注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「 企業内転勤2号 」の在留資格を創設。 | |
| 4. その他 ○ 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。 ○ 制度所管省庁が 地域協議会 を組織することができるものとし、 地域の実情を踏まえた取組 について協議を行うものとする。 ○ 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。 | |

育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法の改正案衆議院で可決(2024.5.7)

- ▶ 5月7日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案」が衆議院で可決された。今後、参議院にて審議される。
- ▶ 改正案では、仕事と育児・介護の両立を進めるため、柔軟な働き方を実現するための措置を拡充する。介護離職防止に向けて両立支援制度について、労働者への個別周知・意向確認などが事業主に義務付けられる。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【育児・介護休業法】

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ(※)、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。
※ 始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、新たな休暇の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択
- ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子(現行は3歳になるまでの子)を養育する労働者に拡大する。
- ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生(現行は小学校就学前)まで拡大するとともに、勤続6月末満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】

- ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超(現行1,000人超)の事業主に拡大する。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。
- ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限(現行は令和7年3月31日まで)を令和17年3月31日まで、10年間延長する。

3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等【育児・介護休業法】

- ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備(労働者への研修等)を事業主に義務付ける。
- ③ 介護休暇について、勤続6月末満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。 等

このほか、平成24年の他法の改正に伴い整備する必要があった地方公営企業法第39条第6項について規定の修正等を行う。

施行期日

令和7年4月1日(ただし、2③は公布日、1①及び⑤は公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日)

< 会 議 >

雇用政策研究会

◇第10回(2024.5.12)

- ▶ 5月12日、厚生労働省は第10回雇用政策研究会(座長:樋口美雄(独)労働政策研究・研修機構 研究総監)を開催した。
- ▶ 今回は、「雇用政策研究会報告書(素案)」について協議が行われた。
- ▶ 示された素案では、「多様な個人の労働参加に向けて」「ミドル・シニア世代も含む人材活用」「家庭等の事情に関わらず男女ともに希望する働き方が実現できる環境整備」「個々の事情を乗り越えた労働参加について」「地域の人手不足への対応」「外国人労働者への対応」について方向性が示された。

多様な個人の労働参加に向けて

○人手不足が深刻化中、より多くの人々の労働参加・活躍を促していくことが求められる。労働者個人の事情が必ずしも十分に考慮されない雇用管理が正社員について顕著にみられた。個人のライフスタイルや価値観に応じて多様で柔軟な働き方が実現できるよう、様々な選択肢が提示できる雇用管理への転換が必要となる。このため、下記に取り組むことが必要である。

「多様な正社員制度の活用促進」

多様な正社員制度(短時間正社員、勤務地限定正社員、職種・職務限定正社員)が普及し始めているものの、利用がされていない現状を踏まえ、正社員と非正規雇用労働者の二極化の緩和を念頭に、多様な正社員制度の更なる普及とともに、個々の職場の実情に合わせて、労働者・企業側で協議し活用が図られることが求められる。

「長時間労働を前提としない職場づくり」

長時間労働は働き方改革等を通じて改善傾向にある。更なる長時間労働の削減に向けて、業界全体で法令遵守の意識を高め、キャリアアップを阻害する不合理な慣行の改善や好事例の共有などを通じた働き方の見直しを行う。

「柔軟な働き方の更なる促進-テレワークやフレックスタイム制の活用-」

コロナ禍を契機とした生活・仕事スタイルの改善に向けた動きが元に戻ることがないよう、引き続きテレワークの活用促進を行う。また、自身の生活スタイルに合わせて就業時間が決められるフレックスタイム制について、適切な活用促進を図る。

ミドル・シニア世代も含む人材活用

- 人手不足が進行する中、ミドル・シニア世代が中長期的に活躍できるよう仕組みづくりを行っていくことが重要であり、継続勤務を希望する人への支援とともにシニア世代の活躍の場を一層開拓することや、企業自身が戦略をもってシニア世代の活用を検討することが求められる。
- 企業側はシニア世代が定年後も活躍できるようなキャリア形成を行うため、ミドル世代から専門性を高めるための人材育成や、越境学習、副業・兼業などを通じた新たな専門性の構築及びキャリアコンサルティングを通じ、中長期的にミドル・シニア世代のワーク・エンゲージメントを下げないような取組みを行うことが望まれる。加えて、労働者側も、定年後のキャリアを見据えた学び直しを行い、職場に対してより高い貢献ができるよう、キャリアについて自ら具体的に検討していくことが望まれる。
- さらに、シニア世代の活躍について、企業内における活躍に限らず、地域に貢献し、地域と繋がるような仕組みの強化も重要となってくる。近年高齢者の就業意欲は高まっており、働いている人の満足度も高齢者ほど高い傾向にあることから、シニア世代と企業・地域の仕事とのマッチングを図り、地域におけるシニア世代の活躍を推進していくことが求められる。

家庭等の事情に関わらず男女ともに希望する働き方が実現できる環境整備

- 人手不足が深刻化する中、多様な人材が自身の希望に合わせて活躍できる労働市場を構築することが重要であり、その中でも家庭等の事情に関わらず男女ともに希望する働き方が実現可能な環境整備を行っていくことが重要である。

<女性の労働参加の進展>

- 女性の労働参加の状況を見ると、女性の就業率は従来指摘されたM字カーブは解消傾向にあり、女性の雇用者数もコロナ禍を経て引き続き増加傾向にあるなど、着実な進展がみられる他、例えば、男女間の職種の偏りについても、業界毎の様々な取組みを通じ、改善の兆しがみえている。引き続き男女ともに希望に添った働き方・キャリア・賃金水準が実現可能な環境整備が求められる。

<子育てや介護を行う人への支援の更なる活用に向けて>

- 子育て世代の希望する働き方の実現に向けて、これまで様々な支援策の充実が図られてきた一方、例えば、育児休業取得率に男女間で差がみられるなど両立支援策の利用状況に課題がみられている。両立支援策の活用促進を行うため、子育て世代への支援体制に関するノウハウを社会全体で共有する他、育休時の代替要員の確保に関し、助成措置の活用等を行うなど、安心して制度利用できる環境整備や、職場の負担感軽減を行っていくことが望まれる。
- 近年では、子育て世代だけでなく、介護と仕事の両立も大きな課題となっている。介護に関する離職理由をみると、勤務先に介護休業制度等の両立支援制度が整備されていないことが理由として多く、介護に関する支援制度の周知や活用促進、勤務時間の柔軟化などの環境整備を行っていく必要がある。
- また、男女間の家事負担の偏りは、女性の仕事へのコミットを阻害していることも考えられる。女性の仕事へのコミットを希望に沿った形で実現していくため、男性の働き方を変えていくとともに、家事負担の偏在を解消するような社会的な機運を醸成していくことが求められる。
- 健康課題は労働生産性の低下やキャリア形成の阻害要因となり、企業経営にも影響を与えうため、個々の労働者の健康状態に配慮できる職場環境の整備について積極的な取組みが求められる。

個々の事情を乗り越えた労働参加について

- 育児を行っている無業女性のうち就業を希望する人は多いが、ブランクが長くなると再就職する割合が低く、不安を抱えて再就職をためらう女性もいる。企業は必ずしも育児をする女性の採用に消極的なわけではなく、マッチングの強化、リスキリングによるスキル習得、自身の強みの理解等の求職活動を伴走型で支援することが重要であり、公的機関、自治体、民間企業の連携強化やアウトリーチ支援の展開が必要である。
- 生活困窮者や、雇用環境が厳しい時代に就職活動を行った人、障害のある人に対し、引き続き個別の状況に応じて、関係者とともに包括的な支援を行い、本人の希望に添った就労の実現を目指していくことが求められる。

3

地域の人手不足への対応

- 少子高齢化に伴う人口減少が進む中、東京圏を除いた地域では転出が転入を上回っており、地域において労働力の確保が厳しい状況が続くことが想定される。
- 働き方改革やDX化の推進により労働生産性を高める他、ライフスタイルに応じて仕事を切り出し、マッチングを行うことや、地域の人材育成を行うことへのニーズが高まっている。特に女性や高齢者などの労働力の掘り起こしの可能性が見込まれる場合においては、ライフスタイルに合わせて働けるよう、働きやすい職場の構築が求められる。
- さらにUIターンについては、若者を中心として、潜在的な地方就職希望者の掘り起こし、地方就職への動機付け、地方求人とのマッチング等を行うことが重要。テレワークがしやすい環境整備を行い、地方部にいながら都市部の仕事を担える環境整備、逆に都市部の人が副業・兼業といった形で地域の仕事を担えるようにするなど、多様な形で地域の担い手を確保することが必要。

外国人労働者への対応

- 人手不足の深刻化に伴い、幅広い分野において外国人材が活躍しており、2022年以降の中長期在留外国人数は、過去最高の水準で推移している。国際的にも人材獲得競争が激化している中で、国際的に理解が得られ、日本が外国人材に選ばれる国であり続けるための雇用環境を整備していくことが必要である。
- 日本で働くことによって、技能・知識を段階的に向上させることができ、更にキャリアアップが見込める環境整備をしていくことや、日本社会における共生が同時に図られていくことが重要である。特に地域の中小企業においてはノウハウや理解不足が課題として考えられ、地域の特性を活かしつつ、働きやすい職場や外国人材が住みやすい地域をつくることで、外国人材が円滑に地域に定着できるようにすることが求められる。
- 働きやすい職場をつくり、処遇の改善をしていくことで選ばれる職場となることで、外国人材の定着を図っていく上で重要。
- 近年増加している外国人留学生と国内企業とのマッチング強化を図り、内部労働市場での活躍や将来的なキャリアアップを見据えた支援をすることで、外国人材の包摂と日本での活躍が期待される。

過労死防止対策推進協議会

第 28 回(2024.6.4)

- ▶ 6月4日、第28回過労死防止対策推進協議会が開催され、過労死等の防止のための対策に関する大綱(案)について前回会議をふまえた変更点が示され、協議が行われた。

<通知・公表>

2024 年春闘 第 6 回回答集計結果(2024.6.5)

- ▶ 6月5日、連合は2024年春季生活闘争の第6回回答集計結果を公表した。
- ▶ 本平均賃金方式で回答を引き出した4,938組合の定昇相当込み賃上げの加重平均は15,236円・5.08%(昨年同時期比4,429円増・1.42ポイント増)となった。うち300人未満の中小組合3,516組合は11,361円・4.45%(同3,033円増・1.09ポイント増)となった5月末時点の結果としては比較可能な2013闘争以降、額・率とも最も高い。
- ▶ 平均賃金方式のうち、賃上げ分が明確に分かる3,423組合の賃上げ分加重平均は10,648円・3.54%、うち中小組合2,178組合の賃上げ分は8,291円・3.16%となった。5月末時点で3%を上回ったのは、賃上げ分の集計を開始した2015闘争以降初めて。

賃上げ(月例賃金)

①平均賃金方式(集計組合員数による加重平均)

| 平均賃金方式 | 2024回答(2024年6月5日公表) | | | | 昨年対比 | 2023回答(2023年6月5日公表) | | | |
|----------|-------------------------|------------|--------|-----------------------|-------------------------|---------------------|--------|---|--|
| | 集計組合数 | 定昇相当込み賃上げ計 | | 集計組合数 | | 定昇相当込み賃上げ計 | | | |
| | 集計組合員数 | 額 | 率 | | | 集計組合員数 | 額 | 率 | |
| | 4,938 組合 2,886,335 人 | 15,236 円 | 5.08 % | 4,429 円 1.42 ポイント増 | 4,475 組合 2,729,728 人 | 10,807 円 | 3.66 % | | |
| 300人未満 計 | 3,516 組合 332,855 人 | 11,361 円 | 4.45 % | 3,033 円 1.09 ポイント増 | 3,144 組合 308,148 人 | 8,328 円 | 3.36 % | | |
| ~99人 | 2,144 組合 89,338 人 | 9,586 円 | 3.96 % | 2,419 円 0.86 ポイント増 | 1,857 組合 79,661 人 | 7,167 円 | 3.10 % | | |
| 100~299人 | 1,372 組合 243,517 人 | 12,017 円 | 4.62 % | 3,269 円 1.17 ポイント増 | 1,287 組合 228,487 人 | 8,748 円 | 3.45 % | | |
| 300人以上 計 | 1,422 組合 2,553,480 人 | 15,784 円 | 5.16 % | 4,637 円 1.47 ポイント増 | 1,331 組合 2,421,580 人 | 11,147 円 | 3.69 % | | |
| 300~999人 | 934 組合 505,907 人 | 14,106 円 | 5.01 % | 4,459 円 1.48 ポイント増 | 885 組合 475,020 人 | 9,647 円 | 3.53 % | | |
| 1,000人~ | 488 組合 2,047,573 人 | 16,211 円 | 5.19 % | 4,692 円 1.46 ポイント増 | 446 組合 1,946,560 人 | 11,519 円 | 3.73 % | | |

令和6年大学等卒業者の就職状況公表(2024.5.24)

- ▶ 5月24日、厚生労働省と文部科学省は、令和6年3月大学等卒業者の就職状況を共同で調査し、令和6年4月1日現在の状況を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 大学(学部)は98.1%(前年同期差+0.8ポイント)※過去最高
 - 短期大学は97.4%(同▲0.7ポイント)
 - 大学等(大学、短期大学、高等専門学校)全体では98.1%(同+0.6ポイント)
 - 大学等に専修学校(専門課程)を含めると98.0%(同+0.7ポイント)

毎月雇用統計調査(令和5年度分)公表(2024.5.23)

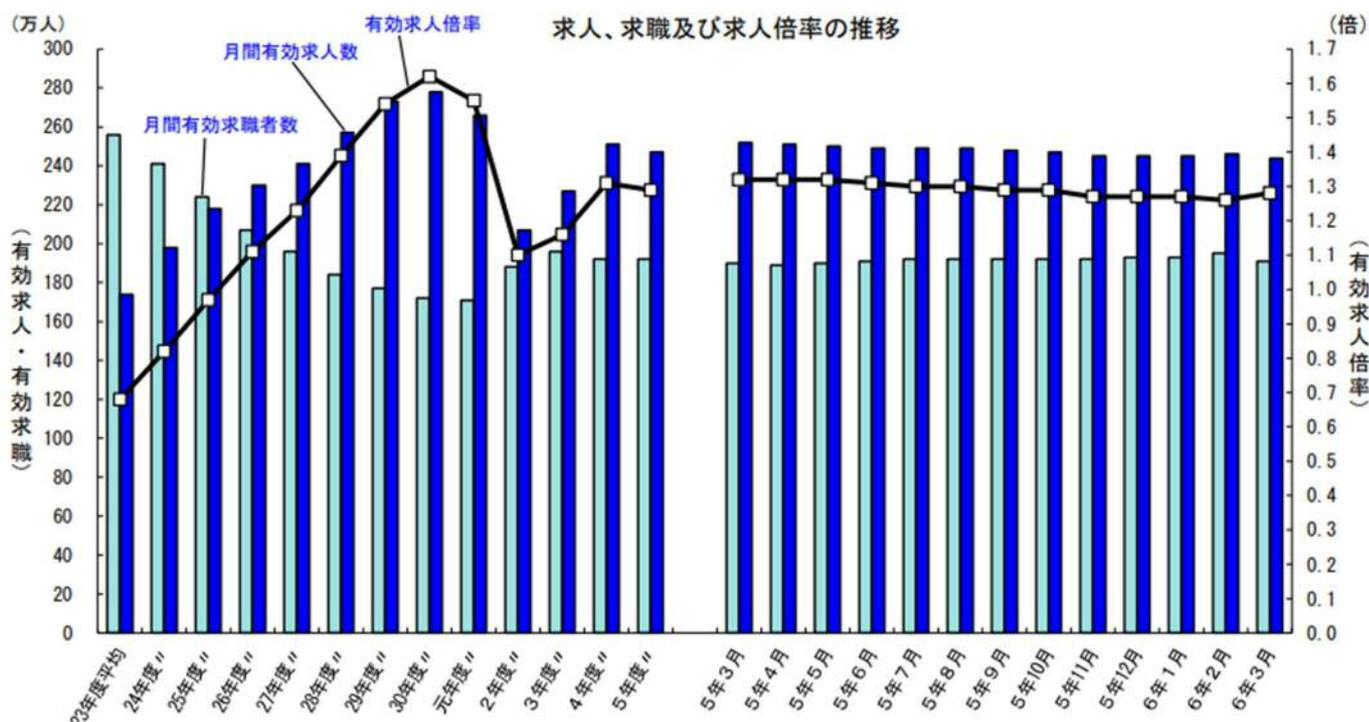
- ▶ 5月23日、毎月勤労統計調査 令和5年度分結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 現金給与総額は332,533円(1.3%増)となった。うち一般労働者が438,696円(1.7%増)、パートタイム労働者が105,989円(2.4%増)となり、パートタイム労働者比率が31.93%(0.60ポイント上昇)となった。なお、一般労働者の所定内給与は325,504円(1.8%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,294円(3.5%増)となった。

○就業形態計の所定外労働時間は 10.0 時間(2.0%減)となった。

○就業形態計の常用雇用は 1.8%増となった。

一般職業紹介状況(令和 6 年 3 月分及び令和 5 年度分)(2024.4.30)

- ▶ 4 月 30 日、厚生労働省は、令和 5 年度分の一般職業紹介状況結果を公表した。
- ▶ 一般職業紹介状況は、公共職業安定所(ハローワーク)における求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率などの指標を作成し、毎月公表しているもの。
- ▶ 令和5年度平均の有効求人倍率は 1.29 倍となり、前年度 1.31 倍を 0.02 ポイント下回まった。
- ▶ 令和5年度平均の有効求人倍率は前年度に比べ 1.6%減となり、有効求職者は 0.1%増となった。



第 36 回介護福祉士国家試験合格者発表 (2024.3.25)

- ▶ 3 月 25 日、厚生労働省は第 36 回介護福祉士国家試験合格者発表を公表した。
- ▶ 受験者数は 74,595 人(前年比 4,556 人減)であり、合格者数は 61,747(前年比 4,964 人減)人、合格率 82.8%(前年 84.3%)であった。

第 36 回介護福祉士国家試験における EPA 介護福祉士候補者の試験結果 (2024.3.25)

- ▶ 3 月 25 日、厚生労働省は第 36 回介護福祉士国家試験合格者において、経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の合格者は 228 名(前年 754 名)、合格率 43.8%(前年 65.4%)であったと公表した。

10. 予算

<法改正等>

令和6年度一般会計予備費使用閣議決定（2024.4.23）

- ▶ 4月23日、政府は令和6年度予算から1,389億円を支出することを閣議決定した。
- ▶ 本決定は、能登半島地震の被災地支援を加速するためのもので、同地震に関する予備費支出は今回で4回目。
- ▶ 今回決定した予備費のうち、16億円が福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業として計上されている。

11. 災害対策

<会議>

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部

◇第7回(2024.6.10)

- ▶ 6月10日、第7回令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部が開催され、復旧・復興に向けた取組について報告が行われた。
- ▶ また、内閣府令和6年能登半島地震に係る検証チームにより取りまとめられた令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポートについて報告が行われた。

◇第6回(2024.5.31)

- ▶ 5月31日、第6回令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部が開催され、復旧・復興に向けた取組について報告が行われた。

◇第5回(2024.4.23)

- ▶ 4月23日、第5回令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部が開催され、復旧・復興に向けた取組について報告が行われるとともに、予備費の第4弾の使用等について説明された。
- ▶ 今回新たに決定される予備費は1,389億円であり、内訳として応急仮設住宅の供与等について、683億円、福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業について16億円、農林漁業者への支援について44億円、公共土木施設、公共施設の復旧等について、647億円が見込まれている。
- ▶ 上記「福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業」については、被災者の健康を守るための取組として、ケアマネジャーなどが在宅や仮設住宅等の被災者を訪問するほか、相談支援や食事や入浴等を提供するデイサービスを実施する復興の「サポート拠点」の整備に取り組むとされている。

- 奥能登2市2町において、地理的に通える範囲内でいずれかの園に利用できている状況。
- また、
 - ・ 順次、こども（保護者）が地元に戻ってきている。
 - 【参考】2月調査時点：486人 → 3月末時点：592人（+106人） → 4/1利用児童数：716人（+124人）
 - ※この4市町の4月以降の利用登録児童の総数は916人
 - ※3月9日時点で、2市2町から、県内で372人（金沢市が195人）、県外で81人の避難児童が受け入れられていた。
 - ※2月調査については、卒園児を除く人数
 - ・ 被災後に勤務する保育士数が減少したものの、利用児童数に対応した保育士数は確保できている。
 - 【参考】震災前：206人 → 4/1時点：198人（▲8人）
- 被災地における必要な保育については提供ができていない状況。
 - ※輪島市、穴水町、能登町では、全施設で通水しており、給食を通常どおり提供できている。
 - 珠洲市では、通水しているものの、園内の排水設備が修理出来ていないため弁当を持参している。排水設備の修理ができ次第給食を再開する予定。（断水は解消し、下水道管路の流下機能も確保済）
- こども家庭庁においては、引き続き、石川県と連携しながら取り組みを進める。
 - 【参考】①能登半島地域で勤務する保育士等の全国募集、②全国の公立施設の保育士等の応援派遣の仕組みを構築しており、必要に応じて保育人材確保の支援を行う。

<こども家庭庁のこれまでの取組>

奥能登地域に残る方への保育の提供

- 保育料減免に関する財政支援（被災者の生活と生業支援のためのパッケージ）
- 保育所等の職員配置基準等の緩和
- 保育士不足に備えた対応として、①能登半島地域で勤務する保育士等の全国募集、②全国の公立施設の保育士等の応援派遣の仕組み構築（令和6年3月26日～）

二次避難等により、居住地以外の自治体へ避難する方への保育の提供

- 被災したこどもの受け入れ先の保育所等の職員配置基準緩和や定員弾力化
- 避難先自治体で保育所等を利用するにあたり、転入手続を要しないことの周知、受け入れた避難先保育所等への財政支援
- 住民票を移して転園しても、地元の被災地での用事で出向いた場合などに、地元の被災地の保育所等で、一時預かり事業を利用できることを周知・明確化

（※）いずれの対応も、災害発生直後に限らず、当分の間、令和6年4月以降も継続。

10

介護・障害福祉サービス機能の復旧に向けた取組について

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

介護・障害福祉サービス事業所の復旧等について

<復旧に向けた課題・対応状況>

被災地の介護・障害福祉サービス提供体制・地域コミュニティの回復に向けて、建物・設備等の復旧とあわせて、サービス再開支援を行うとともに、仮設住宅の建設に併せたサポート拠点（地域コミュニティ拠点）の整備を迅速に進めることが必要。復旧に向け以下の通り取り組む。

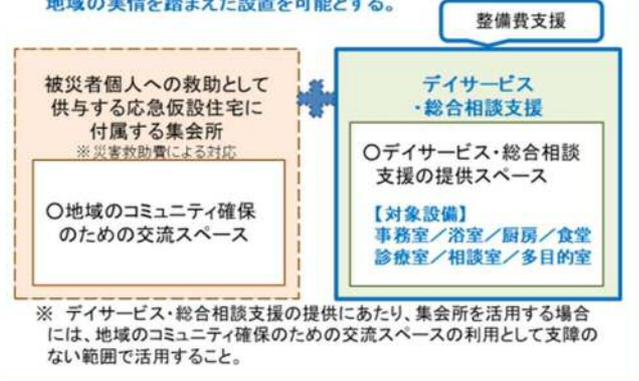
1. 関係団体等と連携し、被災地の高齢者施設、障害福祉施設等に応援職員を派遣し、被災高齢者の暮らしを支援。また、予備費も活用し、応援派遣に係る経費を支援するとともに、再開に伴うかかり増し経費を支援。
2. 予備費を活用し、仮設住宅内等に、高齢者・障害者等に対する総合相談、食事や入浴等を提供するデイサービス機能など、総合的な機能を有するサポート拠点の設置に係る経費を支援。

サポート拠点（地域コミュニティ拠点）イメージ（例）

サポート拠点については、

- ・ 仮設住宅の集会所と合築するほか、
- ・ デイサービス等の部分を単独で設置（新たに整備する以外に既存建物改修や賃貸等可）するなど、

地域の実情を踏まえた設置を可能とする。



<復旧の状況>

① 介護事業所の稼働状況（稼働中/全事業所）（4/19時点厚生労働省調べ）

【施設サービス】 輪島市：6/16 珠洲市：2/7 穴水町：8/11 能登町：12/14 七尾市：25/26 志賀町：16/17
 【在宅サービス】 輪島市：35/49 珠洲市：10/23 穴水町：17/23 能登町：26/30 七尾市：69/71 志賀町：23/23

② 障害福祉サービス事業所の稼働状況（稼働中/全事業所）（4/19時点厚生労働省調べ）

【施設サービス】 輪島市：8/12 珠洲市：2/2 穴水町：4/6 能登町：7/7 七尾市：17/18 志賀町：1/1
 【在宅サービス】 輪島市：5/6 珠洲市：3/3 穴水町：4/4 能登町：7/7 七尾市：14/14 志賀町：5/5

③ 応援職員の派遣状況（4/19時点）

・ 累計3,695名（施設への介護職員派遣739名、1.5次避難所への派遣（介護職員1,316名、DWAT600名、ケアマネジャー1,040名））
 4/19時点で、20施設で39名活動中。1.5次避難所で介護職員35名、DWAT10名、ケアマネジャー4名が活動中。

- 被災者の健康支援や福祉ニーズの把握により、適切な支援につなげるため、介護支援専門員や相談支援専門員等を中心に、在宅や仮設住宅入居者等の被災者を訪問し、見守り・相談支援を実施。

1 被災高齢者等把握事業

- 被災された在宅の要介護高齢者等については、被災高齢者等把握事業を活用して、関係団体との連携の下、ケアマネジャーなどの派遣を順次進め、個別訪問等による早期の状態把握や必要な支援へのつなぎ等を実施。

(事業実績)

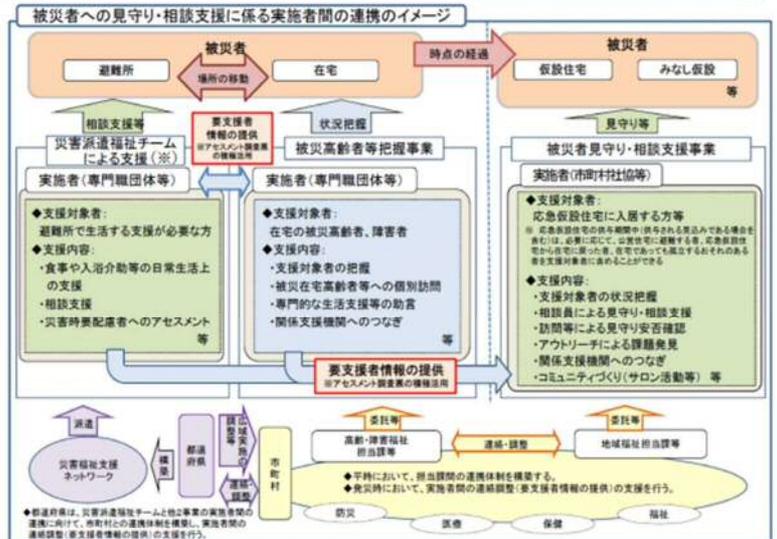
- 5市町(輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市)において事業実施。
- 事業実施状況(令和6年3月31日時点の暫定値)
 - ・活動人数 85名
 - ・支援件数(累計)
 - 輪島市3,400件、珠洲市9,200件、穴水町540件、能登町960件、七尾市1,030件

2 被災者見守り・相談支援等事業

- 応急仮設住宅に入居した被災者等に対する見守りや日常生活上の相談支援等を実施。
- 輪島市、穴水町、能登町においても事業実施に向け調整中。

(事業実績)

- 13市町(金沢市、内灘町、津幡町、かほく市、能美市、白山市、小松市、羽咋市、中能登町、加賀市、宝達志水町、野々市市、珠洲市)において事業実施。
- 事業実施状況(令和6年3月における実績)
 - ・相談員数 85名
 - ・対象世帯数 1,211世帯
 - ・支援件数(累計) 1,678件



※ DWAT(災害派遣福祉チーム)

活動実績(累計。4月19日時点): DWAT1,500名(1.5次避難所約600名、七尾市・志賀町・輪島市・穴水町・能登町・珠洲市約900名)

- 支援に関する情報共有など、各事業を十分な連携のもと実施。
- 今後、石川県において、サポート拠点(地域コミュニティ拠点)(※)の整備を検討中であり、厚労省においても、石川県と連携し、被災者の状況に応じた切れ目のない支援を実施に向けて取り組む。

※ 予備費を活用し、仮設住宅内等に、高齢者・障害者等に対する総合相談、食事や入浴等を提供するデイサービス機能など、総合的な機能を有する拠点の設置を支援。(スライド「介護・障害福祉サービス機能の復旧に向けた取組について」を参照)

令和6年能登半島地震に係る検証チーム とりまとめ(2024.6.7)

- ▶ 6月7日、内閣府は令和6年能登半島地震に係る検証チームにおいて「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」を取りまとめた。
- ▶ 本検証チームは、令和6年能登半島地震における自治体支援、避難所運営、物資調達・支援などの発災後の災害応急対応について、対応に当たった職員の経験を収集し、整理することを目的に、令和6年3月より計5回協議を開催してきた。
- ▶ 今回取りまとめたレポートにおいて、避難者に対する福祉的支援について、「初動の遅れがあったほか、福祉的な支援に当たるチームの活動範囲が避難所に限られたなど、課題があった」と整理し、「初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援のあり方など、福祉的支援の強化に向け検討する。また、災害関係制度における『福祉』の位置付けについて検討する。」としている。
- ▶ また、「増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施(災害ケースマネジメント)等の施策について検討し、必要な制度改正を行う。」としている。
- ▶ さらに、「自治体とNPO、ボランティア等との連携体制を構築する方策について検討する。また、専門ボランティア団体が公助を担っている実態も踏まえ、専門ボランティア団体及び中間支援組織の制度的位置付けや支援方策について検討し、必要な制度改正を行う」としている。

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会

◇第8回(2024.5.20)

- ▶ 5月20日、内閣府は第8回避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会を開催した。

- ▶ 今回は、取りまとめに向けた報告書案について協議が行われ、大筋で取りまとめられた。
- ▶ 報告書案では、基本的な考え方において、従来の避難所を取組の中心と据えた避難者等の支援については今後も継続して生活環境の向上に取り組む必要があるとしたうえで、昨今避難生活を送る場所が多様化するなかで、
 - (1)「場所(避難所)の支援から人(避難者等)の支援へ」の考え方の転換
 - (2)官民連携による被災者支援
 - (3)平時・生活再建フェーズとの連続性の確保
 - (4)デジタル技術の利活用
 を行っていく必要があると整理された。
- ▶ 「Ⅲ 具体の取組」においては、下記の内容が示された。(一部抜粋)
 1. 避難所以外の避難者等の支援の枠組み
 - 避難者等の支援には、自治体において危機管理のみならず医療、保健、福祉、住宅など多くの関係部局が関わることから、被災者支援の担当部局を明確にした上で関係部局が一体的に取り組むことが必要。これまでの自治体の取組みの中から好事例を公表し、体制の構築を促進すべき。
 2. 避難所以外で避難生活を送る避難者等の状況の把握
 - 災害発生時に必要な避難者等の状況の把握が必ず実施されるよう、在宅避難者や車中泊避難者の状況把握の方法や調査票のフォーマットについて、国、都道府県、市町村がともに取り組む必要がある。
 3. 在宅避難者等の支援
 - これまでの災害における在宅避難者等の発生状況や分散避難の取組の推進の観点を踏まえ、また、大規模災害時に避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、各自治体において、避難所以外の避難者等の支援の方策を検討し、平時から準備を進めておくことが重要。
 - 避難所外で避難生活を送る場合でも、避難所の避難者等と同等の支援を受けられるよう、最低限満たされるべき基準を示したスフィアスタンダードなどを参考に必要な支援を検討する必要がある。また、在宅避難者等が水や食料、トイレ等必要な物資の受取りや利用がしやすい場所に支援の拠点を設置することを検討すべき。
 4. 車中泊避難者の支援
 - 地域の実情に応じ、自治体ごとに車中泊避難者の支援方策について、「車中泊避難の位置づけ」「車中泊避難を行うためのスペースの検討」「運営・管理」「行政の役割」等について平時から検討・準備することが必要。
 5. 平時の取組の促進
 - すでに取り組んでいる防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等の防災計画の策定、防災訓練の実施、協定の締結等に避難所以外の避難者等の支援方策についても盛り込んでいくことを検討すべき。
 - 計画への位置づけ、協定の締結、訓練の実施は一連の動きとして一体で考えるべきであり、具体の取組につながるような仕組みとすることが重要。
 - 平時からの取組例を情報発信して全国に展開していくことを進めるべき
- ▶ 「Ⅳ 今後の課題」において、下記の点についてさらなる検討が必要であると整理した。
 - 車中泊避難を行うためのスペースが災害救助法の「避難所」に含まれることの明確化。
 - 在宅避難者の把握に当たって、アウトリーチを行う主体の費用負担について、災害救助法の対象とすることも含めたその負担のあり方。また、DWAT が在宅避難者等の支援を行うことや在宅避難者

等の福祉的支援を行えるような法制度的な対応も含めた検討。

- 在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースの整備に必要な資機材の設備についての国からの支援。
- 被災者の支援を適切に実施するための、自治体間の円滑な情報連携に向けた個人情報の取り扱いに関する法整備。
- 広域避難者についての自治体間の情報連携や状況把握に係る都道府県の役割の整理。
- 在宅避難者や車中泊避難者の支援体制の構築に向けた、過去の災害での取組事例の紹介や好事例の横展開。

◇第7回(2024.3.23)

- ▶ 3月23日、内閣府は第7回避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会を開催した。
- ▶ 今回は、「車中泊避難者の支援」「避難所以外の避難者等の支援に係る平時の取組の促進」「アンケートの実施結果及び関係者へのヒアリング結果」について報告及び協議が行われた。
- ▶ 車中泊避難者の支援については、「車中泊避難者をどう考えるか」「車中泊避難を行うためのスペースの平時及び発災時の運営方法についてどう考えるか」について協議が行われた。
- ▶ 避難所以外の避難者等の支援に係る平時の取組の促進については、「ご議論いただきたい事項」として下記のとおり示された。
 - 避難所以外の避難者等の支援に係る平時の取組を進めるための方策をどのように考えるか
 - 国、都道府県、市町村の取組について
 - 自治会や自主防災組織といった地域の取組について
 - 民間の支援団体や企業との連携について
- ▶ また、平時の取組の促進を検討する際の視点について下記のとおり示され、協議が行われた。
 - 避難所以外の避難者等の支援に係る平時の取組を推進するためには、国、都道府県、市町村それぞれのレベルで、現在実施している取組に避難所以外の避難者等の支援の内容を盛り込んでいくべきではないか。
 - ―地域の自主的な防災組織において、すでに在宅避難者の支援を含めた形で取組を整理している例もあり、全国のこうした防災組織の参考となるよう、好事例の横展開を進めることが効果的ではないか。
 - ―このほか、例えば、平時は子ども食堂として活動する場所が災害時には地域の支援拠点として機能することを想定した取組や民間企業と連携した災害時の取組もみられる。地域住民の自助・共助の取組のみならず、こうした多様な地域資源を活用した避難所以外の避難者等の支援を行う取組が進むよう、好事例を収集し展開を図ることが重要ではないか。
- ▶ 今後、5月20日の検討会においてとりまとめが行われる予定。

12. その他

<法改正等>

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律成立

- ▶ 5月30日、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案が衆議院本会議において可決、成立した。
- ▶ 本法案は、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会中間とりまとめを受けて、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が増加することをふまえ、入居前や入居後の支援を行う居住支援法人などの地域の担い手の協力を得ながら、要配慮者が安心して居住できる環境を整備するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等を改正することを目的としたもの。
- ▶ 法律案概要は以下のとおり

●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 単身世帯の増加^(※)、持家率の低下等により、要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定される。

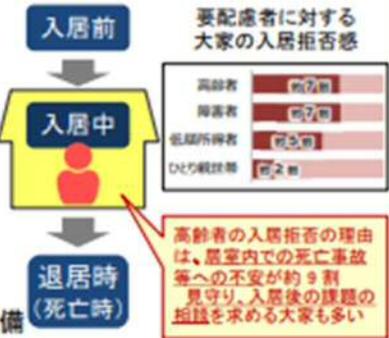
※ 単身高齢者世帯は、2030年に300万世帯に迫る見通し。

- 孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安から、単身高齢者など要配慮者に対する大家の拒否感が大きい。他方、賃貸の空き室は一定数存在。

- 改正住宅セーフティネット法(H29年)の施行後、全国で700を超える居住支援法人^(※)が指定され、地域の居住支援の担い手は着実に増加。

※ 要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)

1. 大家と要配慮者のいずれもが安心して利用できる市場環境の整備
2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進
3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化



法案の概要

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

- 終身建物賃貸借^(※)の利用促進
 - ※ 賃貸人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借
 - ・終身建物賃貸借の認可手続を簡素化(住宅ごとの認可から事業者の認可へ)
- 居住支援法人による残置物処理の推進
 - ・入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加
- 家賃債務保証業者の認定制度の創設
 - ・要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者(認定保証業者)を国土交通大臣が認定
 - ⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証保険による要配慮者への保証リスクの低減
- 居住サポート住宅による大家の不安軽減 (2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

- 居住サポート住宅^(※)の認定制度の創設
 - ※ 法律上は「居住安定補助賃貸住宅」
 - ・居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進(市区町村長(福祉事務所設置)等が認定)
 - ⇒ 生活保護受給者が入居する場合、住宅扶助費(家賃)について代理納付^(※)を原則化
 - ※ 生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う
 - ⇒ 入居する要配慮者は認定保証業者^(1.参照)が家賃債務保証を原則引受け

<居住サポート住宅のイメージ>



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定 【住宅セーフティネット法】

○ 市区町村による**居住支援協議会**(※)設置を促進(努力義務化)し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進**

不動産関係団体
(宅建業者、賃貸住宅
管理業者、家主等)

居住支援法人
福祉関係団体
(社会福祉法人等)

都道府県・市区町村
(住宅部局、福祉部局)

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を
構成員とした会議体

【目標・効果】
(KPI) ① 居住サポート住宅の供給戸数 : 施行後10年間で10万戸
② 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 : 施行後10年間で9割

<会議>

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

◇第9回(2024.4.25)

- ▶ 4月25日、法務省は「第9回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催した。
- ▶ 今回は、「持続可能な保護司制度の在り方について」をテーマに4名の有識者からヒアリングを行った後、更に議論すべき論点についての意見交換を行った。(検討会資料は非公表)

<通知・公表>

令和5年度人口動態統計(確定数)の公表(2024.6.5)

- ▶ 6月5日、厚生労働省は令和5年度人口動態統計(確定数)を公表した。
- ▶ 主なポイントは以下のとおり。
 - 出生数は、727,277人で過去最少(8年連続減少)(対前年43,482人減少)
 - 合計特殊出生率は、1.20で過去最低(8年連続低下)(同0.06ポイント低下)
 - 都道府県別では、沖縄県(1.60)、宮崎県(1.49)、長崎県(1.49)と高く、東京都(0.99)、北海道(1.06)、宮城県(1.07)が低い。
 - 死亡数は、1,575,936人で過去最多(3年連続増加)(同6,886人増加)
 - 自然増減数は、△848,659人で過去最大の減少(17年連続減少)(同50,368人減少)
 - 死産数は、15,532胎で増加(同353胎増加)
 - 婚姻件数は、474,717組で減少(同30,213組減少)
 - 離婚件数は、183,808組で増加(同4,709組増加)

令和5年度労働災害発生状況(2024.5.27)

- ▶ 5月27日、厚生労働省は令和5年労働災害発生状況を公表した。
- ▶ 主なポイントは以下のとおり。
 - 死亡者数
死亡者数は755人と、過去最少となった。
 - 休業4日以上死傷者数
死傷者数は135,371人となり、3年連続で増加となった。
 - 社会福祉施設の労働災害発生状況
 - ・死傷者数は14,049人で、前年比で1,269人(9.9%)の増加となった。
 - ・事故の型では「動作の反動・無理な動作」が最も多く(34.7%)、「転倒」(34.0%)が続いた。
 - ・介助作業が多い業務の性質や、転倒災害の発生率が高い50歳以上の女性労働者の割合が大きいことが、本業種において「動作の反動・無理な動作」、「転倒」が多く発生している要因として考え

られる。

| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------------|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 社会福祉施設 死傷者数 | | 9,545 | 10,045 | 11,667 | 12,797 | 12,780 | 14,049 |
| 事故の型別 | 動作の反動・無理な動作 | 3,186 | 3,433 | 4,199 | 4,538 | 4,475 | 4,870 |
| | 転倒 | 3,321 | 3,272 | 3,892 | 4,336 | 4,379 | 4,772 |
| | 墜落・転落 | 625 | 692 | 755 | 802 | 814 | 911 |
| | 激突 | 438 | 520 | 612 | 657 | 654 | 693 |
| | 交通事故（道路） | 543 | 524 | 503 | 587 | 568 | 627 |

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果（2024.4.26）

- ▶ 厚生労働省は4月26日、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果を公表した。
- ▶ 本調査はホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、令和6年1月に実施したもの。なお、令和6年能登半島地震による被害の状況等を鑑みて、石川県については調査を実施していない。
- ▶ 主な調査結果は以下のとおり。
 - ホームレスが確認された地方公共団体は、217市区町村であり、前年度と比べて17市区町村（▲7.3%）減少している。
 - 確認されたホームレス数は、2,820人（男性2,575人、女性172人、不明73人）であり、前年度と比べて245人（▲8.0%）減少している。
 - ホームレス数が最も多かったのは大阪府（856人）である。次いで多かったのは東京都（624人）、神奈川県（420人）である。なお、東京都23区及び指定都市で全国のホームレス数の約8割を占めている。
 - ホームレスが確認された場所の割合は、令和5年から大きな変化は見られなかった。（「都市公園」25.2%、「河川」22.6%、「道路」23.8%、「駅舎」6.2%、「その他施設」22.2%）

1. 全国のホームレス数

| | 男 | 女 | 不明 | 合計 | 差引増▲減 |
|------------|---------|-------|-------|---------|--------------------------------------|
| 令和2年 | 3,688 | 168 | 136 | 3,992 | ▲563（▲12.4%） |
| 令和3年 | 3,510 | 197 | 117 | 3,824 | ▲168（▲4.2%） |
| 令和4年 | 3,187 | 162 | 99 | 3,448 | ▲376（▲9.8%） |
| 令和5年 | 2,788 | 167 | 110 | 3,065 | ▲383（▲11.1%） |
| 石川県を除く（※1） | (2,786) | (167) | (110) | (3,063) | |
| 令和6年（※2） | 2,575 | 172 | 73 | 2,820 | ▲245（▲8.0%） （▲243）（▲7.9%） （※3） |

※1：令和6年と比較するために、石川県を除いた46都道府県の数値である。

※2：能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県を除いた数値である。

※3：※1と※2を比較した数値である。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第71号」No.2 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>